

第10日目（12月13日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は、22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、また、新潟日報社から写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位12番、議席番号10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。一晩でやはり雪国らしい景色になりまして、降り始めはやはり毎年つらいもので、この話を……（「マイクが入っていない」と叫ぶ者あり）もっと声を張ればよろしいでしょうか……。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前9時32分〕

○塩川裕紀君 それでは、発言を許されましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

ふるさと納税について

6月1日より開始したふるさと応援寄付金にかかる返礼品制度は順調に推移し、ふるさと納税額が5億円に達するということが、県内トップも現実に見えてきました。このふるさと納税は、産業の振興と市民サービスの向上につながり、これまでなかなかやりたくてもできなかった市民サービスに役立てていく大切な財源になります。

そしてもう一つは、市役所そのものの意識改革で、みずから稼ぐ、また、攻めの自治体への意識改革につながり、大変うれしいことでもあります。この勢いを次年度以降もさらに伸ばすとともに、今後も寄付金が有効に活用され、本当の意味の南魚沼ファンにつなげていくためにも、新たな返礼品の発信とブランド品質を維持し、寄付金の使い道を納税者や市民にしっかりと示していくことが重要と考えます。

そこでお伺いいたします。（1）ふるさと納税の次年度への期待と課題は。（2）寄付していただいた方に寄付金が有効に活用されていることと使い道をどう示していくのか。（3）寄付金の使い道のうち、市長にお任せコースはどのように考えておられるのか。（4）新たな返礼品をどのように発信し、今後取り組んでいくのか。（5）返礼品、特に90%を占める南魚沼産の米は、南魚沼市の看板であり、粗悪な返礼品は絶対にあってはなりません。行政側で品質等をチェックする機能が必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 おはようございます。傍聴を早朝からありがとうございます。塩川議員の質問に答えてまいります。

ふるさと納税について

ふるさと納税のことであります。まずは次年度への期待と課題という1点目ですが、議員がお話のとおり、ことし6月1日からふるさと納税返礼品制度を開始しまして、12月3日には寄付の申し込み額が4億円を超えたということでありましたが、きょう現在で4億8,800万円の申し込みをいただいております。大変ありがたいことであります。

今年度のふるさと応援寄付金は、寄付者の意思が示されたコースに従い、まちづくりへ共感が得られますように、次年度事業でこれを活用してまいります。具体的な充当事業について、その趣旨や内容をわかりやすく公表をすることにより、寄付者の皆さんや市民の皆さんへの共感が広がり、寄付者と地域のまたその縁も深まるように、これを期待するものであります。

新年度への課題としましては、使い道のコースをよりわかりやすくする、そういう設定をするとともに、各地域づくり協議会の皆さんや、公益活動を展開する団体がそれぞれあるわけがあります。また、法人などへの活動支援につながるような枠組みなどが考えられるかと思っています。

さらに総務省が示しましたクラウドファンディングの形や、これを取り組めるかとか、起業家の支援とか、起こす業の起業家の支援、そして、移住定住等の交流の促進の事業、ふるさと納税をきっかけとした継続したつながりを持てるような仕組み、これらを検討してまいりたいと考えているところであります。

2点目の、使い道を寄付していただいた方々にどういうふうを示していくかということですが、寄付金を充当した事業の成果これらについては、まずは市のウェブサイトでの公表は、これはもうもちろんであります。また、寄付者に対する報告。これは全ての皆さんのメールですね、メールアドレスがわかっておりますので、そういったところにこの今回に限らずさまざまな市の情報も含めて、これはそういう仕組みをつくって発表していきたいと思っています。ふるさと納税の目的などが明確に伝わるように、これは本当に心を砕いてやってまいりたいと思っています。

また、市の総合計画の実施計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略で実施をしております事業評価指数をこういった皆さんへ示していくという方法も、非常に有効的だと思っています。今考えているところでありますので、よろしく申し上げます。

3点目の、寄付金の使い道の中の、7つコースがあるのです。この中で市長お任せコースというのがあります。これにつきましては、市民の皆さんと私の思いと——これは私だけではなくて市役所も含めてであります。今まで進められなかった施策事業がたくさんあります。これらに寄付金を充当していきたいと考えておりますので、これは使い道が、どういうふうに使われるかということが、これから非常に注目をされると思います。市の姿勢が問われるという部分だと思っていますので、一生懸命考えさせていただき、そして皆さんにも決定をいただき、そ

れを使っていくという方向で考えております。

4つ目の、新たな返礼品、これらをどのように発信をしていくかというご質問ですが、市内のさまざまな関係の機関、業者さんも含めて、農家の皆さんも含めて、この取り組みの最初から、地域資源を生かして特色を出していただく返礼品の企画をお願いしてまいりました。この中で南魚沼市の地域ブランドの力量、これは最初はどんなものか心配したわけではありますが、今それが認められているということが大変うれしいわけでありまして、このブランド力の再認識をする機会としても考えていただいて、地域ブランドのまずは向上のため、その情報収集ができる、そういう面も持った制度であるということをお話してきたわけでありまして。

市ではこの返礼品の質はもとよりも、売れる——ここで返礼品ですので売れるといいですか、選んでいただける。また、サイズとかデザインとか、キャッチフレーズ、そして金額などの、どういうところがいいのだということ、分析を進められるようになってきた。これもありますので、さらにこれに磨きをかけていきたいと考えているところであります。

例えて言うならば、お米があれだけラインナップに並んでいます。しかし、選ぶ方は味見をして決めているわけではありません。ここにその課題の大きな肝があると私は思います。やはり、見た目、そして選んでいただく方のほう側を向いた、より受け取りやすい、そういう発送の仕方とか、それから何ていうのですかね、能書きといいますか、キャッチフレーズとか、その説明、こういったものを見てやはり選んでいるのだらうと思いますので、この辺を皆が気づき始めたということが、非常に大きな成果でもあったのだらう。また、そこを磨いていかなければならないと思っております。

5つ目のこの問題であります。品質等も行政側でチェックする機能が必要と考えるということですが、この農産品、主に農産品だと思っておりますのですけれども、これを南魚沼市が独自でチェックするという事は、現在のところ考えておりません。さまざまな栽培の指針とか、それからお米などは特にそうではありますが、いろいろな認証の制度等がありまして、統一をしたチェック基準の設定はこれは極めて困難だというふうになっているからであります。現在はふるさとチョイス上で商品を紹介する文章に、特別な基準、例えば県の認証特別栽培米とか、そういう記載をされている場合はふるさとチョイスに掲載をする前に、関係書類の提出をこちらから求めてお願いをするということはお話しております。

一番はやはり米だと思っておりますけれども、これまでに約1万3,300件、選んでいただいております。その中で品質等に関する問い合わせが、6月から始めてこれまでに6件、市にはありました。この中には、あつてはならないことではありましたが、カビの指摘が3件、それから虫の混入ですね。これは当然お米だからあり得るのですけれども、2件。その他は1件になっていまして、全体から見ますと0.05%の問題発生率というふうになっているところであります。この数字をどう捉えるか。ゼロにしなければなりません、極めて皆さん頑張ってもいただいているという評価を私はしているところであります。

これらへの対応ですけれども、こういう苦情の対応、この委託業者でありますJTB、ふるさとチョイスをやっているところですね。そして、市が共同でこれは行っています。商品の変

質、また異常の連絡、今ほど言ったような苦情があった場合には、市とJTBから事業者への事実確認をまず行う。そして、事業者から代替品等の発送をさせるなど、いずれも迅速丁寧な対応がこれまでは今のところできているということでもあります。

また、大変ここでも陳謝を申し上げたのですが、有機センターの堆肥使用の問題でも、速やかに商品掲載を該当する部分は取り下げさせていただいて、まずは私からの謝罪、そして内容説明等を行うことで、アップをさせてもらったわけでもあります。産地としての信頼は何とか、大変な事件でありましたけれども、保つことが一応できたのではないかとこのように考えているところです。再発防止にはブランド維持のための必須条項等、改めて深く考えさせられる事件でありましたので、起きてしまったことではありますが、これからその事件を教訓に取り組んでまいりたいと思っているところでもあります。

行政の一方的なチェックではなくて、やはり求められるのは、地域全体で行うというような視点だと私は思います。一丸となった地域そのものの評価を高める取り組み。今、これだけ評価を得ているその誇りを持って、誇りに恥じない、そういう一人一人の自覚こそが大事だと思っておりますので、特別な市の統一したチェックのあり方というのは、なかなか難しいものであろうというふうに考えているところでもあります。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ふるさと納税について

それでは、(1)番のふるさと納税の次年度への期待と課題というところですが、一応皆さんの前でお聞きしたいのですが、現在の、米が一番だと思うのですが、ナンバー2、ナンバー3の返礼品は、今現在どういった感じになっていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税について

これにつきましてはより具体的なところを、私もわかっていますけれども、担当のほうから答えさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 ふるさと納税について

2位、3位ということでございますが、これは返礼品の分類にもよるわけでございますけれども、先ほど市長の答弁にありまして、米が9割ということでございます。次がお酒であります。その次がその他ということで、これはもうさまざまのものがありますので、一概にどこがということはちょっとかなり——どこの業者が、というのにまでつながるような恐れもありますので、ちょっと控えさせていただければと思います。以上です。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ふるさと納税について

まさに米、お酒、この地元を代表する産品が全国の皆さんの手元に届いているということで、非常に誇りに思われるところなのだと思います。このふるさと納税の返礼品につきまして、6月1日から始めまして、大体、半年くらいの時点で約5億円に届くというところでもあります。

二、三年続けてみないと、この先の流れというか、どんな感じになっていくかというのはなかなか読めてこないと思うのですけれども、非常に期待が持てるところであります。聞くところによりますと、実際今、約5億円集まったところで、使えるお金が1億7,000万円から2億円の間くらいではないかという話なのですけれども、継続的にそのくらいの金額が見込めるものかどうか。市長の展望というか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税について

見込めるかどうかというのは、ちょっとわからないと思います。わからないとしか答えられません。なので、後でもしかしてご質問のあれでくるかもしれませんが、先ほどいろいろ使い道の話もしました。どうやって使われるかというのが、今度は見られる側になりますよということ。この中ではやはり恒常的なのですね。ずっと続ける政策とかにこれを当てられないというのを、ここでも何度も申し上げていますが、これはやはり先が読めないというところだと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ふるさと納税について

そうです。市長もおっしゃってございましたけれども、なかなか継続的にどのくらい寄付金が集まるかというのは、それこそやっていっている中で見ていくしかないと思うのですけれども、1番に関しましては、ぜひ、南魚沼市を選んでよかったというような、リピーターという言葉がどうかはわかりませんが、毎年気にしてもらえる、南魚沼市を外にアピールをしていかなければならないと思いますので、よろしくお聞きいたします。

それとあと(2)に移らせていただきます。それこそ今も話がありましたけれども、今後も寄付したいというふうに思っていたくには、どういった使われ方をしたか。あと、どういうふうにその寄付金を使って南魚沼市の市民サービスが向上したかとか、その辺をウェブサイト、あとメールなりアピールをして、本当にこのふるさと納税返礼品は、ただその方にお返しただけではなくて、南魚沼市の宣伝にもなるわけですけれども、特に寄付をされた方にとっては自分のお金がどんなふうに使われているのかがわかりやすく聞きたいところだと思います。

それこそ寄付した中でそのコースを明確にされるということなのですけれども、それもウェブサイト等でお知らせをするくらいの感じでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税について

先ほど申し上げたとおり、まずは市のウェブサイトだと思います。今までもやっているのですけれども、市はですね。返礼品はなかったけれどもやっていましたし、ほかのいろいろなところの市や町、村も含めて、市町村の皆さんのやつを見てみると、結構具体的にかなり書いている部分とおおまかに書いているところがあります。我々の市としては、なるべくこういったことに使ったということをきちんとやる使命が、今、生まれていると思いますので、頑張りたいと思います。先般の9月の定例会で、確か牧野議員からだったと思いますが、ふるさ

と応援でいろいろな名簿づくりをせよと。そのときに答弁を申し上げていますが、我々もさまざまな形で発信先はわかっていたり、集約もしていますので、その辺を最大限使ってつないでいく。つないでいくことを頑張っていきたい。そして、今は皆さんがやっていていただいて、事業者の皆さんが箱で送るわけですのでその中に、ふるさと納税でいただいて返礼をしていますが、次につながるように、特に米については贈答米にこだわってほしいという話を再三してまいりました。1回口に入れて、そのおいしさを、名前は知っていたけれども初めて知って、そしてやはりその次にはどういうことが——私は贈答というの、かなり大きなこれから目指すべき方向ではないかということで、そういったものを紙ベースで、どんどん入れ込んでやってほしい。

我々もそういうふうに、決してふるさと納税の額面に出てこない、またさらに積み上げていく、そういう努力が必要だと思っています。具体的なところにつきましては、この名簿づくり等をやっている担当がおりますので、ちょっと説明を聞いてもらいたいと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 ふるさと納税について

ただいまのご質問に関しまして、今現在私どものほうでやっている制度の説明を差し上げたいと思います。ふるさと応援隊というふうな形で、ふるさとチョイスの申し込みのときに、もうそちらのほうの加入のほうを聞いておまして、そちらのほうには情報を送ってよろしいかというふうな形での希望もとってございます。

そういうふうな形で、申し込みの際にも、市のふるさと応援隊という制度を立ち上げました。これは、前回9月のほうでもご説明のほうで準備をしていたところですが、10月にも国の総務省のほうから継続的な取り組みを行うことというふうなお話があったので、若干中身をちょっと検討させていただいて、このたび立ち上げたということです。

今後はふるさと納税に関するものや観光情報、その他市の情報ということで、まずは月1遍程度の情報から、それぞれご登録をいただいた方に対して、発信のほうをしていきたいと思っております。先般、いろいろところで会合等もありますので、チラシのほうも配布を開始したところでございますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ふるさと納税について

わかりました。非常に市外、県外の方から応援隊に加わっていただいて、定期的にその情報を発信していくという取り組みは、非常に素晴らしいことだと思います。以前、視察に会派で伺った栃木県の宇都宮市も、市外、県外の方たちに栃木県の宇都宮を応援していただくというバッジをつくったり、そういうものを配布して、市外、県外の方のファン、応援団を広げていくという取り組みをお聞きしたことがありました。そういうふうに南魚沼市も、市外、県外に名前がとどろくように頑張っていっていただきたいと思ひます。

それでは3番目に移らせていただきます。寄付金の使い道、市長にお任せコースをどのように考えているかということなのですけれども、今のところこれから使い道を精査していくとい

うところですけども、非常に皆さん思うところだと思うのです。それこそばらまくような使い方ではなくて、しっかりここぞというところに使っていくようなお考えだと思うのですけれども、市長の中で今のところどんな感じがいいのではないかというのが、もしありましたら教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税について

市長のお任せコースは、7コース中の、実は37.9%。約ですけども40%くらいを占めています。このほかの6つのコースは、それぞれ自然を大事にするとか、いろいろなことに分かれています。これに該当しないという——大体そこに入ってしまうと思っているのですけれども、この使い道というのは、別に私が勝手に決めるわけではなくて、やはりここを一番、何か外から見られているような気がします。そういう中で今、熟慮中であります。

今、市長という立場は、議員の皆さんもお忙しいと思いますが、私もこれほど人に会う仕事だとは想像しなかった1年間であって、そういう意味では市内の経済界の皆さんを含めて、それぞれ幅広い皆さんとお会いしているわけです。ここはどうしてもやりたいなと思っていて、できなかった事業とかを、一応提案させていただき、最初は庁内でやはりいろいろな議論があり、そして皆さんとの日ごろのディスカッションの中で、いろいろなものを考えてやっていきたい。いい意味のそんたくをさせてもらって、できれば、将来に向けて弾みをつけていく、そういった部分にも心を砕きながら考えていきたいと思っておりますので、ぜひまた、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ふるさと納税について

わかりました。今まで漠然と子育て支援ですとか、あと子供の医療費助成等々に回せたらというような考えがあったのですけれども、これが継続的にどのくらい集まるかというのは、その年度年度で違ってきますし、一度始めてすぐにやめましたということも、なかなかそういう制度は難しいと思いますので。一番、それこそ今、市長がおっしゃいましたけれども、周りから見ると市長にお任せという、結構割合の大きい寄付金の使い道を、皆さんが注目してごらんになっていると思いますので、その辺、大事に、議会もそうでしょうけれども、一緒にいい使い道を考えていけたらと思います。

それでは、4番目に移らせていただきます。新たな返礼品、地域ブランドを、どのように発信して今後に取り組んでいくかということなのですけれども、以前ちょっとお伺いしたところによると、12地域にある地域づくり協議会の方たちから、ちょっといいアイデアをもらったりというような話がありましたけれども、その辺の話をちょっと詳しく聞かせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税について

これはまず、最初にお断りしておきますけれども、まだ決めたわけではありません。ありま

せんが、もう議場でもそういう方向性をしたいという、やってみたいという話はしてきましたので、またさらにさせてもらいます。いいアイデアをもらってやるということと逆なのです。考え方が逆です。そして、あの12の地区、旧3町の中で4か村を中心とした、昔の4つの地域がそれぞれあって12あります。ここが2025年問題がありますが、これから大変高齢化社会を迎えていきますし、地域のだんだんと子供たちの声が少なくなっているということも、当然お聞きしています。当然そうなのです。

そういった中で、地域の自分たちみずからが活力を上げていく、バネにしてもらいたいということがあって、自分たちで考えてもらいたいのです。アイデアをもらうのではなくて、自分たちが考え、そこの当該の地域の皆さんで考えていただいたそういう、何ていうのですか、ふるさと小包便みたいな物。こういったものができて、そこにはお年寄りの張り合いとして何かをつくって、例えば加工まで行くのかとか、いろいろなハードルはあると思いますけれども、そういったことをやる。

例えば学校田もそれぞれお持ちですよ。小学校がある。そして地域の求心力がそういうところにありますから。そして、今、市から、コミュニティとしてハード、ソフトの事業でこうやって予算をつけて皆さんに頑張ってもらっている。でも、なかなかそのお金が足りないということはずっと聞いているわけでありませぬ。

そういう意味で考えますと、地域でまずは発案をして頑張ってもらっていく。そうすると例えば返礼品率によりませぬが、携わった皆さんにはお金がまわるようになります。そして残ったお金は経費等を除いて市の財政に入ってくるわけですが、ここを、まだこれはみんなの了解をとっているわけではありませぬよ。ありませぬが、ここをそのやっている当該の地域、要するに南魚沼市に寄付ではなく、そのもっとピンポイントに、その自分の生まれ在所とか、自分が非常になじみがある場所とか、そういったところに寄付をしているわけですから、それを南魚沼市が財政でいただく。一旦はいただきますけれども、それを頑張ったところがそれを受け取っていくという仕組みをつくれれば、大変地域の活性化が生まれてくるだろうと思います。

そういったものをできるだけ自由裁量で、例えば道普請をするとか、子供たちのいろいろな環境づくりにやるとか、ずっとテーマになっている学童保育の問題に、地域として取り組む原資にするとか、さまざまなことが考えられるのだと思います。そういうことを考えないとこれから2025年問題とか、これから我々が立ち向かわなければいけぬ、非常に人口のいびつなそういう問題に対応できぬと思っているので、そういうことに使っていけば全国でもまれなケースがここで生まれることができるのではないかと考えていますので、そんなことをイメージしています。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ふるさと納税について

わかりました。それぞれ12地域ある。細かくするとそうなると思うのですけれども、その各地域ごとに活力をとるか、アイデアを、そこの自分たちの地元を盛り上げるために、その地域の方たちに考えていただくという感じでよろしいでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税について

そのとおりです。ただ、市が取り組んでいる全部のこの返礼品制度、全部がそうではなくて、コースをつくって取り組んでいってみるといって、こういうことだと思います。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ふるさと納税について

お考えはわかりました。非常にいいことだと思います。

それでは、5番目に移らせていただきます。返礼品の90%を占めるお米、特にお米ですけれども、本当に吉田議員のお話にもありました、日本一の米を今、返礼品で使っているところがあります。そこで、先ほど行政としてチェックをする考えは、とりあえず今はないということなのですけれども、特に南魚沼産の米は南魚沼市の看板で、粗悪な返礼品は絶対あってはならないということなのです。

皆さんが本当に憂いているところは、業者さんがあるとしまして、その業者さんの良心に本当にお願いをするしかないのですけれども、万が一、万が一ですけれども、お米が、他県の米が混ざったりそういったことがあった場合、どうしていくのかというところ。そういう心配が全くないわけではないと思うのですけれども、その辺、どんな感じが教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税について

いろいろな方々にお会いしますので、殊さらにそういう今、議員がお話されていることをいつも話をしています。特にそういうお米の皆さんに対しては。混ざるといことになると、特にお米なのではないかなと思います。これはJAでも、最後はなかったのですけれども、いろいろな事件もありました。一番気にしているのはそこなのですけれども、これは、今のこの注目度やそういう中で、果たしてそういう、ないと信じるしかありませんし、そういうことは注意はしながら、しかしやはり皆さんの当然良心や、大変な社会問題になりますので、そういうことは絶対ないだろう。ないようにお願いしますということしか言えないと思っております。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ふるさと納税について

本当にそれが絶対あってはならないことなのですけれども、定期的にもDNA検査といったらいいのでしょうか。そういう検査を本当に定期的に行っていたほうが、間違いはないのではないかと思うのですけれども、その辺をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税について

個人のところにみんなお米を発送されますので、そういう例えば県のこういう機関があるわけですね。はっきり言って、これはちょっと難しいと思います。どなたかが受け取ってそれを自分で検査するかとか、それだってかなりできかねるのではないかと思います。なかなか、

お話の向きはわかりませんが、非常に難しいとしか答えられません。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ふるさと納税について

本当に南魚沼市を窓口にというか、返礼品を出しているところで万が一です、万が一、あつてはならないことなのですけれども、ほかの県、地域のお米が混じっていたのいうのが出た場合、非常に市全体にダメージがあると思います。ですので、難しいかもわかりませんが、今後、そのお米のしっかり品質チェック、ブランドの維持、その辺をしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、最後にこれだけお聞きして終わりたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税について

本当にこれは力を入れて、やはり指導していく。例えば議員がここで、この公の、ここでそういう問題提起、問題があるのではないかという話をしているこの1つでも、さまざまに自覚を促す、そういうことにつながっていていると思いますので、素晴らしい質問をしていただいた内容の指摘だったと思いますし、我々も適宜、きちんとした厳しさを持ったそういう皆さんへの指導をしてまいりたいと思っております。

○議 長 以上で塩川裕紀君の一般質問を終わります。

質問順位 13番、議席番号 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 おはようございます。記念すべき初めての一般質問でございます。新人の目黒哲也でございます。通告にしたがいまして、大項目 2 つにつきまして質問をさせていただきます。

1 活力ある観光振興について

活力ある観光振興について。人口減少という大きな問題に直面する地域が、経済的な自立を保つため、南魚沼市だけではなく全国の多くの地方は、とりわけ地域経済の活性化の手段としての観光に期待を寄せております。それは観光客の消費が地域に及ぼす経済波及効果は、市内の経済循環を高め、さらに幅広い産業に波及していくこととともに雇用の維持や創出につながっていくからでございます。

南魚沼市でも 2009 年放映されました大河ドラマ「天地人」のときには 1 年間で天地人博覧会場に 43 万人の来館があり、毎日市内に大型バスが何十台も行き来し、中心市街地はじめ市内は、大いに活気が生まれたことは、今でも覚えております。この賑わいを継続していくために、この地域の若手のメンバーでコンテンツ・ツーリズム推進協議会が立ち上がり、大河ドラマ放映翌年から、食とスポーツというコンテンツで観光につなげていこうと、ご当地グルメ南魚沼きりざい井の開発や、そのきりざい井の勢いをつけるための本気井、あるいは 1 か月間開催されました駅前バル、春の南魚沼グルメマラソン、秋の南魚沼コシヒカリラン、あるいはグルメライド等の開催。また、美女旅観光パンフレットや J B C F 南魚沼ロードレースの誘致と、食とスポーツのコンテンツを手段としたまちおこしが着実な成果を上げつつあります。

そこで、さらに観光まちづくりを推進していくために、以下について林市長の考えを伺いま

す。1、食によるまちおこしをより勢いをつけるために、B - 1 グランプリの誘致をしたらどうか。2つ目、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、地域活性化、並びに観光振興等に資する観点から、ホストタウンに登録するとともに、外国からの事前合宿を誘致したらどうか。3、入湯税を現在の120円から30円アップの150円にして、その財源を観光振興に充てるのはどうか。

以上、演壇からの質問を終わらせていただきます。

○議 長 目黒哲也君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、目黒議員の質問に答えていきたいと思えます。記念すべき第1回ということで、私は1回目のときは、1回目の質問で二十数分やっけてしましまして、大変足が震えたのを覚えています。まあ頑張ってお願いします。私も頑張って答えてまいります。

1 活力ある観光振興について

食とスポーツのまちおこし。この先鞭をつけていただいたのは、まさに目黒議員はじめ、若い時分からこういうことに心を砕いていただいて、これを牽引してもらったというふうに私も大変敬意を持っております。このB - 1 グランプリですが、平成18年2月に青森県の八戸市で始まった。それ以降全国規模の大会が11回開催されている。私もこの八戸市にも議員の時代に訪れさせていただいて、食によるまちづくり、青森の南部せんべい汁だったと思えますが、大変素晴らしいまちづくりをやっているというのを見てきました。食によるまちおこしでは、全国から多くのこの来場者を期待できるイベントだと思っております。

当市のボランティア団体である、先ほど議員からお話もあった、南魚沼きりざいDE愛隊の皆さん、平成25年からB - 1 グランプリ本大会へ出店をするほか、市内の小学校での出前講座や数多くのイベント等に協力をいただくところがあり、食によるまちおこし活動に本当に大きな意味のご尽力をいただいていると思えます。

その流れが今の本気井や、さまざまな食を通じてのスポーツのイベントにつながっていると思っております。このB - 1 グランプリについてであります。平成27年に関東・甲信越支部大会の誘致を本市が目指した部分がありました。が、そのとき開催場所の確保とかボランティアの協力体制の構築、どうやるのだということとか、また、予算の確保がなかなか難しいということから開催に至ることができなかったということがあるそうであります。

その当時、開催費用は、支部の大会、本大会でない支部の大会でも4,000万円程度の事業費が必要だと言われていたそうであります。市の補助金も相当額が必要というふうに見込まれた。これらのことがあってなかなか開催に至らなかったということだというふうに認識をしております。費用対効果とか実施体制の整備など、いろいろ勘案しますと、ではやはりその4,000万円とかそういう部分、現時点では誘致をなかなか行うのは難しいのではないかとこのように判断をしております。が、今の食とスポーツの並びの中で、このB - 1 グランプリだけをどういうふうにするのかというのはちょっと置かせていただいて、できないという理由から入りたくないというのが、今、我が市政の方針でありまして、どうやったらできるのかということも含め

て、これから検討していく材料ではあるのではないかと思います。

ぜひ、またいろいろなそういう意味ではご提言もいただいて、本気にやる場合にはどういうふうになるということまでやはり精査をした上でないと、私からここでやる、やらないということはちょっとできないかなというように思っているところであります。

2つ目の東京オリパラの中でホストタウンという話ですね、2点目の質問ですが、まさにそうしたことを今考えて行動させていただいております。ホストタウン制度がこの東京オリパラの開催に向けて、来日する選手などの招聘、それから住民交流を行う地方公共団体に対して国が各種の財政支援、また人材の派遣、さらには情報の提供などを行うという制度であります。ご存じのとおりであります。

平成29年7月、ことしの7月に公表された第4次の登録団体では、全国で179件が登録をされていまして、県内では新潟県そのもののほか、8市1村。今、新潟市の例のフィギュアスケートのロシア選手団が、国としては来ないということで、きょうの新聞ではでも個人として200名以上が来るのではないかとということで、ちょっと胸を撫でおろしているというような記事がありました。これらが登録しています。ちょっと今ここで縷々述べませんが、県内ではそういう状況ですね。

当市でも、東京オリンピック開催が決定して以降、海外友好姉妹都市になっている、ノルウェー、ニュージーランド、オーストリアの大使館等を通じまして、また韓国、中国は領事館を通じまして——これは新潟に総領事館が置かれております——ここを通して情報交換をしてまいりました。しかしながらなのですけれども、市内の体育施設はオリパラ競技の基準に該当しないという施設が実際多いということなのです。そして、首都圏や規模の大きい自治体ですね、同じ市でも、大きなところあります。こういう体育施設、それら皆さんがお持ちの体育施設と比較すると、なかなか見劣りがしてしまうという現実問題があります。非常に難しいというのが今、偽らざる現状であります。

ただし、なのですが、屋外練習が主となる今、グルメライド等もやっておりますけれども、自転車競技、ロードレース、こういった夏のほうのものであれば、この全日本実業団の自転車競技連盟主催の大会とか、過去には国体、インターハイ、こういったものを我々は経験しているわけでありまして、参加した選手からも大変高い評価を得ているというのがあります。

今、日本国内の競技団体を通じて、それら世界に有力な選手のいる、たまたまなのですけれども、ノルウェー、そしてニュージーランドの競技団体に確認したところ、実施の可能性はあり得るという回答を得ています。という回答を得たものですから、そのために私としては、ついこの間なのですけれども、ニュージーランド及びノルウェーの大使館を訪れさせていただいて、大使に直接お会いして——大使が決めるわけではないのです。ですが、本国のその連盟なりスポーツ庁なりそういったところに、我々はもう絶対どうぞ、受け入れますから、ぜひおいでくださいという力強いメッセージを大使から伝えてください、ということで話をさせていただきました。まだどうなるかはわかりませんが、そういうふうに関心を砕かせていただいております。この誘致が、もしも、合宿誘致も進んで、誘致等が決定すればこのホストタウンの登録

申請を行うという予定にしております。

3つ目の質問の入湯税のことです。今は120円。ほとんどのところが150円とあります。ただ、これはいろいろあります。1宿泊当たりで150円を取っているところもあれば、1日の日帰りの場合には50円だったりする、例えば長岡市とかそれぞればらつきはあるのですけれども、総じておおかまに言えば150円。我々の市は120円です。

この10月1日の市報でお知らせをしてあるのですが、南魚沼市の平成28年度の決算において入湯税は、金額にして3,873万円でありました。この使途、使い道としては観光振興に2,461万円、観光施設整備に285万円、合計で2,746万円を観光振興分野へ充当しているというのが今の市の進め方です。平成25年度はこれが、約15%の充当率だったのですけれども、今申し上げた数字は、この充当割合を見直したことによって平成28年度は71%、要するに入湯税いただいている中の71%をこの観光に使わせていただいているということになります。

残りの、残額はどうかということ。これは環境衛生の整備、それから消防設備の整備に充てているということになっています。これは当市の入湯税条例の第1条に書いてあるのですけれども、それに基づいた充当でありまして、観光客が間接的に利用する、要するに消防も地域が安全でなければなりませんから。そういうことに基づいてやっているというのが現状です。

新潟県内でも、新潟市、柏崎市、湯沢町などは、入湯税を1人1日150円と定めているのに対して、先ほども繰り返すことになりますけれども、南魚沼市は120円。入湯税を現在の120円から30円アップすると25%収入増になるわけでありまして、昨年度の決算に当てはめた場合、さっきは3,873万円といたしましたが、約960万円増額するという計算になります。この71%というと690万円であって、観光振興を進める上で有効な財政確保の手段というふうに我々も考えております。

ただ、なのですが、この税率を変更した場合、いいばかりではないのかもしれないということです。事業者の皆さんの事務的負担が、まず1点、これは想定されます。もう1個、平成31年10月から消費税の増税が予定されています。これらを勘案して果たして吉と出るのか、凶と出るのか。ちょっと言葉が悪いのですけれども、これは慎重にやはり検討しなければいけないと思います。さまざまな関係者の皆さんの意見を伺って、これを慎重に検討しなければいけない。ただ、非常に大きな魅力といいますか、進むべき方向はそっちにあるのではないかとことは私は思っております。

○議長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

まず、B-1グランプリの誘致につきましては、市長のおっしゃるとおり平成27年の開催に向けたときには、予算的な部分で大きな費用がかかると。それに対する費用対効果ということが1点と、あともう一つ、いわゆる組織的な部分でまだきっちりと用意ができていないということで確かに断念をさせていただきました。その後、きりざいDE愛隊のほうも活動を展開してまいりまして、それにかかわるメンバーも増えてきております。さらにその間に駅前バル

を中心にした飲食店の皆様方の協力もいただいております。

B - 1 グランプリというのは、開催場所というのは中心市街地でやるというのが1つの条件になっております。それはいわゆる中心市街地の活性化も含めて中心市街地のまちの中で開催をするというのが定義でございます。そういう意味でB - 1 グランプリの開催につきましては、いわゆる中心市街地の方々、そして、農業にかかわるの方々、また観光業にかかわる皆さん、もちろん行政の皆さんも含めて多くの市民が主体となって開催をしていくのが、B - 1 グランプリでございます。

これはIBリーグに加盟してIBリーグの憲章の中にも5つありますが、その1点項目も、私たちはさまざまな問題を抱える地域社会を、少しでも元気にするために、遊び心を持って活動しますと。2点目が、私たちは地元の人々に愛されるご当地グルメを通じて地域全体の魅力を楽しくわかりやすく伝えていきます。売るのは料理ではなく地域です、ということで、単なる食のイベントというよりは、いわゆる地域おこし、まちおこしというのがこのB - 1 グランプリの開催する大きな意義になっております。

予算的な部分に関しまして、第2回の県で主催しました国際ご当地グランプリ、牧之通りで開催をさせていただきましたが、そのときの予算が大体1,500万円で開催はできました。出店者数も50店舗ということで、ほぼB - 1 グランプリと同じくらいの出店、ブース数で牧之通りで開催をさせていただきました。同じように2日間の開催ということで、関東支部大会の予算が4,000万円から5,000万円というところは、過去の開催地からいただいた資料に基づいて出した数値なのですが、当市で行いました国際グランプリの予算に準じていければ、そのくらいの圧縮はできるのかなと想像しております。そういった部分で、いわゆる予算的な部分と組織の部分が整えば、国際ご当地グランプリは開催していく、話が進んでいくかということにつきましてお考えを教えてくださいたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 活力ある観光振興について

1回断念したところが、一番やはり大きかったのは、予算だったのではないかと、私はそのとき自分があそこに加わって考えていたわけではありませんので、ちょっとわからないのですけれども。予算も、かなり絞り込まれて、そして体制もとれてということになってくると、これはやはりいろいろ考えてみる余地が当然——私は今回初めて聞いているわけで、ここでやる、やらないということは、悪いのですけれども、言いません。言いませんが、これは検討する余地があると思います。

そして、駅前も含めて今食事をお出しする飲食店さん、このやはり特に若い層の経営者の皆さんの勢いというのが、この地域にはあると思います。こういったこと。開催する場所とかはちょっとわかりませんが、国際グランプリのときも素晴らしい本当に賑わいがあったと思います。果たして2日間でいいのかとか、もうちょっと手を加えたイベントと一緒にやってもいいのかとか、お酒が当地はすごいところありますから、酒の陣のような、そういったもの。いろいろなことを発想しながらやはりやっていくべきであって、一番問題となるその費用

の部分、費用対効果はあるのでしょうかけれども、なかなか手が出せるかどうかという問題だと思いますので、その辺のところはいろいろ考えていただいて、できないことを先に言うのではなくて、どうやったらできるかということの視点から、やはりこれは検討していくべきではないかと私は今のところ、私の考えですが、そういうふうに思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

当初ですが、一番大きかったのは予算もあったのですが、我々からしますと、やはり市民を巻き込んでのイベントに持っていく組織が弱いというのが、一番の私たちの断念した理由で、予算的な部分は前市長のほうも一生懸命考えていただくということはおっしゃっていたのです。確かに大きい予算だったので、すぐにはお応えできないけれども、一番断念した大きなのは組織がまだできあがっていなかったというのが一番大きな理由で、その後は着実に活動してきておりますし、仲間も増えてきているので、そろそろそういう時期にきたのかなというのが1つと。

急でありますけれども、来年が大地の芸術祭ということで、それに絡めて開催をする。プラス、本気井がかなり想像を超える反響をいただいておりますので、本気井と合わせての相乗効果と。

国際ご当地グランプリのときもやはり当地はお酒ですので、お酒の陣ということで、お酒のブースも用意をさせていただいて開催をさせていただきました。もちろん、そういったお酒のブースや以前、B-1グランプリの支部大会の小さい部分をさせてもらったときに、ご飯の友ということでコシヒカリに合う各地のおかずというのですか、そういったものを並べて競い合ったということもあります。それも武将を絡めてですね。ご当地の武将を絡めたご当地の食という、おかずということも絡めてやりましたので、そういった部分を合わせていきますと、かなり魅力的な大会になるのかなと思っております。まあ、その点につきまして、今月の12月議会の来年と言うか、非常に厳しい開催になりますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 活力ある観光振興について

先ほどからちょっと繰り返し話をしていますが、やはり検討に値すると思います。ただ、よくよくやはり検討させていただいて、できれば、イベントというものは、これは何年かに1回手を挙げられるかどうかわかりませんが、なるべくイベントは継続していく。そして今、当市ではイベントが非常に多くて、なかなかマンパワー的な組織づくりが難しかったのが前回あったということですがけれども、これは今もそう変わっていないと私は認識してまして、イベントの集約化というようなところの観点を持ちながらでない、なかなかすぐ簡単にゴーというふうに今、言える状況があるのかなという、そういうちょっと懸念もあるのですよ。ですが、やはり検討を皆で協議をしていくというのは、非常に大事なことはないかなと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

この土地はですね、やはり最大な武器は、豊富な食文化だと思っております。これを十分に発揮するために、この食文化を観光につなげたり、これはあと質問させていただきました、海外からの事前合宿、あるいはインバウンドにもつなげていながらこの魅力を発信できる、本当に最大な武器だと思っておりますので、引き続きご検討のほう、よろしく願いいたします。

続きまして2番目の項目でございます。こちら先ほど市長がお話したとおりでございますが、現在、さっきのほうで第4次の登録者数で179件とありましたが、12月2日締め切りの申請につきましては、登録数が211件で、団体数といえますか、まとめて申請したところもありますので、282件ということになります。相手国、地域が海外82か国が、一応もうある程度決まっているという状況になっておりまして、これは1年前からホストタウンという申請が始まりまして、事前合宿のいわゆる誘致合戦が激しくされております。現在も今からですと南魚沼だと1年遅れということで、現在の211件で相手が82か国もう決まっているという、かなり厳しい状況かと思うのですが、その点につきまして市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 活力ある観光振興について

なかなか出遅れた感はあるのかもしれませんが、鋭意追いつくようにということでやっています。あと、参加国の数とか、どこがいっぱい手を挙げたかと。種目もいっぱいあって、それだけをあつて我々がちょっと後発組で引けを感じなければいけないということはないと思います。ただ、初動がやはりちょっと遅かったのだろうというのがありますし、あと、なかなか我々が持っていた、想定した競技が、例えばバレーのコートも、我々はいいぞと思っていたところが、全然その世界的な基準からいったらそれはちょっとというような部分があるわけですね。

この辺があるので、これは前にやってきたことをだめだったというつもりは全然なくて、今、できることにやはり取り組んでいく。先ほどちょっと答弁が——説明がちょっと漏れていたのですが、冬もやっているのです。冬もすごくあると思っています。そして、今回ようやくできあがったスケートパークも、一応北日本で最大ですから。こういったことも2020年、またひとつ当然言いながら。

先ほど自転車レースの話をしてきましたが、先ほど言った国々の、全部で5か国ですかね、この部分にも。スケートパークもありますよ、例えば冬のウィンターはこういうのがありますよ。ウィンターについて言うと、北京オリンピックも当然想定されてくるわけであるので、これには非常に強い歩み出しができるはずであるし、やらねばならないと思って今やっております。非常に——遅れた感がありますが、まだまだ頑張れると思っています。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

このホストタウンにまず登録してから動くのではなくて、相手国が決まってからホストタウンの登録をするのでしょうか。ホストタウンに手を挙げてから、恐らく誘致合戦していくような気がするのですがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 活力ある観光振興について

その辺、ちょっと細かいところになりますので、私はどちらでもという思いでどんどんやっているのですが、これは担当課長に答えさせます。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 1 活力ある観光振興について

ホストタウンの申請につきましては、相手国との交渉がある程度もう固まって、必ず来ますというふうなペーパーをいただいた条件で申請を上げてくださいということで、お話を伺っております。これは多分、ホストタウン申請というものはあまり件数もなく、国も対応できたのだと思いますけれども、最近になって件数がいっぱい上がってくるような形になったものだから、ある程度もう市町村のほうで条件が整って、もうこれで絶対いけるのだというふうな基礎が固まってから申請を上げてください、というふうな状況になっております。以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

大変失礼いたしました。私の認識不足でございました。遅れた部分なのですが、先ほど市長が言うとおりに、私もロードレースというのは非常に南魚沼市にとっては一番いい種目ではないかと思っています。これまでグルメライドをさせていただきましたが、それとあわせて全日本実業団自転車競技連盟、JBCFのいわゆるロードレースもグルメライドもあわせて開催をさせていただいている関係もありまして、非常にロードレースは南魚沼にとっては内外から評価をいただいておりますので、もう時間がないことですから、そういった種目に絞っていくのはいかがかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 活力ある観光振興について

その種目だけに絞っているわけではないのですが、その種目が大変有効、そして反応がやはりあったということですね。そこに当然、焦点を当ててやっていくのは当然です。ただ、ほかにも全く今考えがないというわけではなくて、我々は例えば国際大学という環境があります。さっきは例えばニュージーランド、ノルウェー、それからオーストリア、そして韓国、中国ですけれども、それ以上にさまざまに我々は営業と言っては悪いですが、誘致をかけていく場所ももう大変あるというふうに思っております。そういうこともやりながら、でもそこに今、話が出てきています。この自転車連盟の関係者の皆さんを含めて、その本国の面々に対して今そういうロビー活動というのですか、誘致活動を力強くやってほしいということを話をしてありますので、1点突破で今のところは考えております。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

この事前合宿の誘致というのは、非常にこの地にとってもいわゆるインバウンドの東京から2時間くらいで来られる。市長のほうも雪を保存して東京でPRすると一緒に、2時間ちょっ

とで雪国に來られるというイメージと、あるいはその合宿をすることがあって東京から非常に近いという、そういうイメージを強くつける貴重な機会だと思います。また、そういったオリンピックに出る選手がこの地に來て練習をするというのは、非常に子供にとっても夢が広がりますので、ぜひともそういった部分に力を入れていきたいなと思っているのですが。

ロードレースでオリンピック競技には入っていませんが、JBCFの大会の中で実際打診はあったのですが、まだ検討のまま南魚沼市がおいている種目が、クリテリウム。はい、これが今だとさいたま市や宇都宮市が非常に人気のある大会になっておりますが、市内の中でそういった間近で見る迫力感と、また、中心市街地の活性化も含めて、それを取り入れることによってさらにロードレースの事前合宿の誘致につながっていくのではないかと考えているのですが、そのクリテリウムにつきましていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 活力ある観光振興について

その自転車の連盟の皆さんからそういう提案もあったり、例えばさいたま市とか、あそこは私どもの友好市なのですよね。向こうの市長さんから、どうぞ市長、見に来てくれという話があったのです。しかし、ちょっとどうしても行けなくて残念だったのですけれども、担当課は行っています。ということは、そういうことも視野に入れながら、やはりさまざまな、すぐやるということではないですよ。やれるかどうかとか、いろいろなことを今から考え始めているということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

そういう意味で、いわゆるフリースタイルと同じような形で1つのバイクを絞っても——あとはもう一つは八海山麓でマウンテンバイク、クロスカントリーも有志で頑張っているところがございますので、ぜひ、そういったものも加えながら、いわゆる1つの種目に絞っていくのも1つの手かなと思っています。

あとプラス、いわゆるスポーツ選手が來るということは、非常に食に関しても興味があるわけで、また、プラスこちらのほうは国民温泉保養地でございますし、そういういわゆる食と温泉、スポーツ選手というのは、非常につながりがあると思います。私が以前、合併する前のゆきぐに大和病院健友館でやまとびあ。以前、初日ですか、質問が出ていました、健康運動指導士とか、ヘルスケアトレーナーを置きながらのやまとびあという事業が、2泊3日で人間ドックと、そして料理や郷土食と。あとは薬草だとか、陶芸だとか、わら細工だとか、そういった体験を踏まえた2泊3日のコースというものが非常に改めてもう一度ヘルス・ツーリズムという部分でしていけるかと思っています。

また、女性の方々も非常に、やはり食と温泉、自然というのは非常に興味があるものですし、またこの地域、いわゆるネイルだとか、エステだとか、整体という方々も非常に力がある方が多いですので、いわゆる美活ツーリズムみたいなものも、まあビューティー・ツーリズムというのですか、そういったものもあわせて考えていくのに、この事前合宿の誘致は非常に重要

になってくるとと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 活力ある観光振興について

例えばいろいろなどお話をさせていただいたり、ここで、議員がここにまだ参加する前の段階の議会等でも話をさせてもらっておりますが、目指すべき将来像として、私は何ていうのですか、医療滞在型の観光地。その中では今議員がおっしゃった美容ツーリズムも含めて、さまざまな食文化、そしてアクティブなスポーツだけではない、例えば先般、永井議員からも話が出ました、スキーとかウインタースポーツをアクティブなスポーツとしてだけ捉えずに、健康増進という中で、じゃあ指導者はどうあるべきかとか、さまざまなそういうことに派生している問題だと思います。

この誘致もただ単に外国の、ナショナルチームが来てここで練習したらそれでいいというわけではなくて、我々の深い狙いは、今、議員がお話をされたそういう部分に全部つながっていると、それで動いているということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

大変ありがとうございます。それでは、2番の項目を閉めさせていただきます。3番目の入湯税につきましてでございます。数字的には市長が言うとおりの金額でございます、ここは5年間の平均で大体30円アップをしますと、1,150万円くらいでございます。5年間で1,150万円くらいで、過去3年の平均にしますと、1,000万円くらいというのがプラスになるのです。先ほど言っていた事務手続に関しましては、逆にホテル旅館業からしますと、外から観光会社を通して入ってきますと入湯税150円で計算しております。ですので、そういう意味での手続のわずらわしさは、150円と120円あることによって、逆にちょっとわずらわしさはあるのですね。ですから、そういった事務手数的な部分では問題はないと思っております。

問題は、いわゆる30円アップした財源をどのように使うかということでございますが、例えば30円アップした場合、先ほど言うとおりの入湯税の条例の第1項で書かれたとおりで、観光振興のほかにも消防施設やほかの消防活動等々のものに回すとあるのですが、30円アップした分を全て、観光振興に使えるかどうかというところを、市長の今の考えでよろしいのですが、お願いしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 活力ある観光振興について

議員は、今30円アップした場合ということが一番のあれ——私が一番心配しているのは、これまでの温泉の関係の、例えば旅館さんとかが多いわけですが、そういう施設の皆さんが、アップしたことによって客足が落ちないかどうかという心配。これがクリアできていれば、やはり市としては上げていく方向性が当たり前だと私は思っています。そして、今ほど言われている30円アップした部分ですが、これはまだ全然こちらでいろいろ相談しているわけではありませぬので、その辺のところだけはしっかり聞いておいていただきたいのですけれども、差

し引いて聞いていただきたいのですが、消防のいろいろな拡充とかそういう色分けをして、個別に、そういうことに充当するというのを分けているわけでありますが、上がった分は、私は観光振興に使うべきだろうというふうには今は、思いますけれども。今の私の考えですよ。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

いわゆる150円アップで客足が、というところですが、恐らくですが、ほとんど今は150円でいわゆる送客をされてきておりますので、そう大きな影響が出ないかと思うのです。あるとしますと、いわゆる日帰りのお客様。いわゆる六日町の温泉旅館に入る、宴会も含めてなのですが、入る方々の日帰りも一応入湯税120円はいただいている部分がございます。それが例えば150円になるというのは、非常に負担になる。いわゆる、オール込みで幾らという形のパーティーの宴会が多いものですから、そちらのほうに関しては、やはり現状のままでいくべきかなと考えておりますが、そういった部分に関しましていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 活力ある観光振興について

最初の私の登壇をしての答弁の中で、県内の中で一泊宿泊150円。1日当たりのいわゆる議員がお話されている日帰りの件、例えば、新潟市だと150円なのですね。長岡市だと50円なのですよ、例えば。十日町市は100円。魚沼市はやはり100円ですね。50円下げているわけです。その辺のところは全体の中で考えなければいけない問題ではないかなと思います。

ただ1点、視点としては、150円ということが今ずっとあるわけですが、今、京都とか、さまざまなそういういわゆる大変大きな観光地は、今、宿泊税を取ったり、始めています。決してその取ったことによってお客さんの足が落ちるというふうには考えていなくて、もっと前向きに逆にそれを特定財源化して、観光にまたフィードバックさせていって、さらにその観光地の受け皿としての地域の魅力を高めていっているほうに使っているという自治体もあるわけで、これからいろいろなことを考えていかなければならないのではないかな。それでも、納税者の、利用者のやはり理解、ここがまず第一だというふうに思っています。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 活力ある観光振興について

はい、よくわかりました。これからまた観光業者と一緒に詰めて、またご相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2 子育て・教育の一貫した支援体制について

それでは、大項目の2番目に移らせていただきます。子育て・教育の一貫した支援体制について。現在子育てや教育に対するニーズは多様化また高度化し、発達障害などの相談並びに支援の強化、そして幼児教育の充実や幼稚園、保育園、小学校の連携、加えて学校教育ICTなど新たな問題、課題への対応。あわせて、いじめや不登校対策や地域での青少年健全育成の充実など、さまざまな課題に対する専門性の強化と、関係者の連携の重要性は一層高まっております。

さらに人口減少を克服するために少子化対策を推進するには、従来の延長線上では不十分であり、思い切った組織改革が必要と考えます。現在、南魚沼市は、子育て支援課と子育て支援センターは本庁舎で、学校教育課と教育委員会と教育指導センターは大和庁舎、そして、子ども・若者育成支援センターは南魚沼市民会館と分かれております。もちろん、現在も連携はしているかと思うのですが、そのサポート体制に、果たして子供の成長に合わせた切れ目のない一貫したサポートが十分できているか。あるいは組織の縦割りを乗り越えて連携し、その子に必要なサポートが検討され、提供されているのか。

私はゼロ歳から18歳までの切れ目のないサポート、守っていく体制は、南魚沼市の責任であると考えております。そこで、子育て支援課、子育て支援センター、学校教育課、教育委員会、学習指導センター、子ども・若者育成支援センターを一元化して、多様な人材の連携とネットワークを強化し、子育て教育の一貫した支援体制の構築が必要と考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て・教育の一貫した支援体制について

目黒議員のこの大項目2つ目のご質問であります。現在、きのうも桑原議員さんとかほかの方にもいろいろお答えしていますので、重複する部分は大変申しわけなく思います。

おっしゃるとおり、現在、子育て支援課は本庁舎、学校教育課及び学習指導センターは大和庁舎、また、社会教育課と生涯スポーツ課は市民会館に配置をしています。合併当初は子育て支援課——当時は保育課といったところではありますが、大和庁舎に配置をしていましたけれども、本庁方式を進めた結果、現在のような配置となっているということでもあります。

学校教育課を大和庁舎に配置をしている最大の理由は、大和地域を文教地区として定め、特に国際大学と連携をした国際理解教育を今、推進する、そのためであります。

議員のおっしゃる子育て・教育の一貫した支援体制については、平成27年度に庁内の主要事業検討会議というのがあるのです。機構改革検討部会というのをこの中につくりまして、子育て支援課を教育委員会に移管する検討を行ったことがあります。その中で庁舎の収容力が一番大きな問題となってしまっているのです。現状の中では互いに連携の強化を図って支援体制を構築する。そして、今、事務の統合を見送りしてきたというのが、今の経過。県内でも、隣接をする魚沼市、そして湯沢町をはじめ、子育て支援の担当部署を教育委員会に置いているという市町村がやはりあります。しかし、今ほど、前に申し上げたとおり、我々にとってはいろいろな問題等もありまして、当市では今のところ全てを集約するということは、ちょっと考えられない状況なのです。

庁舎は離れていますけれども、これまでも子供の発達障害を早期に発見して、きのうお答えしている内容ですが、適切な指導を行うユニバーサルデザイン、UD支援事業ですね、これらをはじめ、未就学児童を円滑に小学校につなぐ取り組み。ファイルがあるという話をきのうしていましたがこういったこと。今後もさらに工夫をしながら、円滑な連携を図って市民サービスの向上に努めていきたいとは思っています。

なお、連携の強化はもとより、必要な支援体制については、なかなかそのときにそれぞれ臨機応変に対応させていただく、そういうつもりでありまして、今のところはきのうも話をさせてもらったように、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を平成30年度から、来年度からですね、学校教育課に事務移管する方向で準備を進めています。なかなか一元化をして1つのところにということがあります、今のところはちょっとなかなかそれは難しいという状況であります。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 子育て・教育の一貫した支援体制について

なぜ今、このときに持ってきたかといいますと、いわゆる2019年4月に先駆けて幼児保育の無償化が、国で動いていまして、平成30年ですとキッズウィークも展開していくという国の流れがある中で、非常にいわゆる幼児子育ての部分が、大きく転換していく時期ではないのかなと思っております。

そういう意味で、現在、学校教育課の動きが非常に近年組織もきちんとしておりまして、子供の教育体制もしっかり計画に基づいてやっているとは感じております。ぜひ、そういった中で子育て支援課も一緒になって——あるとは思いますが、私のほうでは幼児教育のいわゆるビジョンというか方向性というのがあまり伝わってこないものですから、同じように学校教育課みたいな形でいわゆる幼児教育を、養護だけではなくて、保育だけではなくて教育という形でやはり進めていく時期に入っているのではないかなと思っておりまして、それで一元化をしたらいかがかということでご提案をさせてもらったのですが、いかがでしょうか。

○議 長 質問総時間残り10分を切りました。まとめに入っていただきたいと思います。また質問者、答弁者とも簡潔明瞭にお願いいたします。

市長。

○市 長 2 子育て・教育の一貫した支援体制について

ちょっと難しい内容だと思いますね。ネットワークをよくして連携をしているいろいろやっているのはいいのですよ。例えば子育てを教育部のほうで一貫してみるということは、今言いました。しかし、内容は職務権限は全然違うのです。教育長と私の職務権限は違いますから。向こうに持っていきますが、そういうことが生まれてくるということです。なので、一元化という問題はそう簡単な問題ではない。

ただ、方向性としてそういうことがなっていくだろうなというのは、非常に極めて予想ができます。ただ、国の動向のあり方も、やはり影響を受けるなど。そういう制度が定まって、今ほど言ったさまざまな、縦割りだったものが一緒にやっっていこうとか。これは決して子育てとかこういう問題だけではありませんが、そういうことが定まってきて動けるとい部分もありますので、その辺のところはやはりよく考えなければいけないかと思っております。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 子育て・教育の一貫した支援体制について

市長の言うとおりに、すぐに動けるとい問題とさまざまなものが絡んできておりますので、

非常に難しいことなのですが、やはりでも出産後ゼロ歳から15、18歳まで切れ目のない教育というのは、若者がここに住んでいけるまち、戻ってこられるまちを目指していく中で、非常に大事な部分かと思っておりますので、引き続きご検討していただきたいと思っております。そういう意味で現在子育て支援課の中の支援班が2名体制。そうしますと今現在、いわゆる子供の問題がさまざまある中で、支援班が2名、それで児童相談所さんも多分もうめいっぱいになってきておりますので、その辺の一緒になる前、一緒にならなければその辺の厚みを増やさないとなかなか子供を守っていく体制は取れないのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て・教育の一貫した支援体制について

人の配置にかかわってくる。今この私市長という立場になると、人を減らしていいというところは1つもなくて、増やしてくれという言葉ばかりなのです。ただ、それもやはりいろいろな問題が生じます。そういう中、全体でやはりものを考えなければいけませんので、ここで増やします—減らしますということはありませんね。増やします、手厚くしますということは簡単に申し上げることはできません。ただ、現場の声はそういうことはあると思っておりますので、担当部課長のほうからちょっと答えてもらいたいと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 子育て・教育の一貫した支援体制について

今ほどの件でございますけれども、子育て支援班のほうについては班体制をとっております。班そのものは5名体制で当たっております。あと、その幼児の保護的なもの児相への対応、引き継ぎ等についての部署は2名体制で行っています。業務の中で、班の業務の中でその辺のところ、専門性が高い部分もあります。最低の2名は確保した中で、その5名でどうやって班を回すかという部分がありますので、現状としてすぐその部分だけを増員というところではなく、バランスを見た中で対応していきたいというふうに考えております。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 子育て・教育の一貫した支援体制について

大変承知いたしました。最後になりますけれども、いわゆる、先ほど言いました教育の無償化に伴いまして、大阪府の守口市のパターンからいきますと、ことしの4月から市独自で、子供の年齢や親の所得にかかわらず保育料を無償化したケースの中で問題が出てきたのが、確かにゼロ歳児から二十歳の人口は増えたようでございますけれども、いわゆる待機児童が2.8倍に増えた。その対応が遅れているということでございます。この南魚沼市がもし無償化になった場合、そういった待機児童が想定されているのか、されていないのかを教えてくださいたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て・教育の一貫した支援体制について

うちは待機児童はありませんから、ないと思うのですが、この点ちょっと—答えら

れるかどうか。担当の部長に答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 子育て・教育の一貫した支援体制について

市長からも今お話がありましたとおり、現在の状況として待機児童はございませんし、今後無償化が進む——今も段階的にそういうほうに進んでいるわけですけれども、完全無償化になった時点としましても、その部分で待機児童が発生するということはないものと考えております。

○議 長 以上で目黒哲也君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開は11時20分といたします。

[午前11時04分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午前11時20分]

○議 長 質問順位14番、議席番号1番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様おはようございます。初の一般質問ということで大変緊張しております。ですが、市政のために有意義なものになるよう、一生懸命頑張りたいと思います。それでは早速ですが、通告にしたがい質問をさせていただきます。

1 市の子ども育成支援について

大項目1番、市の子どもの育成支援についてでございます。現在南魚沼市では子供の不登校、問題行動の未然防止、早期解決のため、心の教室相談を市内6中学校——統合でちょっと変わるかもしれませんが——で行っているが、さらに早い段階の小学生から行えないか。市長のお考えを伺いたいと思います。

大変失礼しました。演壇からは以上とさせていただきます。

○議 長 大平剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 市の子ども育成支援について

大平議員のご質問の1項目目ではありますが、これにつきましては教育に関する分野となっておりますので、私からではなく教育長から答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

○議 長 教育長。

○教育長 1 市の子ども育成支援について

それでは、大平議員のご質問、心の教室相談室を小学校から行うことができないか、についてお答えします。教育委員会の組織にある平成23年度に設置した子ども・若者育成支援センターについては、全県でも例のない南魚沼市の特色のある組織であるというふうに思っております。教育相談支援業務を積極的に推進し、課題解決のために大きな役割を果たしております。心の教室相談室の取り組みもその1つとなっております。具体的には先ほど大平議員も申されましたように、市内6中学校へセンターに所属する教育相談員が出向き、学校の実情を踏まえながら、子供や保護者のニーズに応じながらかわり方を工夫し、学校によっては一月に40回

を越え、支援や相談をしている実績のある学校もあります。

それでは、小学校へということについて考え方をご説明します。小学校においては子供の不安や心配な気持ちのその発信については、主に保護者や担任などいつも一緒にいる大人になされることが多く、不安や心配な気持ちは子供の言動に素直にあらわれるため、周囲にいる大人の気遣いが重要であると考えております。このことから、相談室の設置を必要とする以上に一一必要だということは考えておるのですが、それ以上に子供が安心して自分の気持ちを話すことができるような居場所や時間づくり。例えば保健室や教室における担任や養護教員との温かなかかわる時間が必要であり、そこから見えてくる不安に対する相談と支援を迅速に、かつ適切に行うことに力を入れることが重要であると教育委員会としては考えております。

その方策の1つとして、今年度から教育委員会に教育相談担当指導主事、今までの質問の中でもほかの議員さんにも答えてきたわけですが、特に先生方は男性が多いのですが、この方は女性で校長経験があり、3月に退職された方を配置してあります。相談窓口をより一本化していきたいという気持ちを持ちながら、このことにより市内小中学校から寄せられた相談について、より一層迅速かつ適切に相談の支援を行うことができるようになったとともに、教育委員会の配置に、これも今までも説明してあるのですけれども、スクールソーシャルワーカーがおととしから配置されていた。この1人の活動を、この担当指導主事が入ることによって効果的に活用できるようになりました。

さらにこの指導主事においては子若と連携したり、総合支援学校の特別推進室と連携、子育て支援課、保健課、児相、市民病院と多岐にわたる相談支援のために関係機関とつながりを強化し、強化できているというふうに判断しております。

以上のように小学校の対応については真摯に取り組んでいるところでありますが、先ほど大平議員も言われましたように、平成30年4月に八海中学校が開校することに伴い、中学校数が2校減ることになります。小学校への心の相談員派遣についても検討してまいります。ただ、派遣先の学校長の考え方がいろいろでありまして、その活用に差が見られますから、心の教室相談のあり方を整理し、わかりやすく示すことで、学校が心の相談員を活用しやすい体制を検討してまいります。

もう1点、いい機会でありますから、子ども・若者育成支援センターは大変頑張っております。子供たちの心の育ちや人間関係づくり、教室づくりを目的に、起きてからではなくて、未然防止的、育てる教育相談として心の授業や体験活動などを取り入れた授業を学校に出向き、頑張ってもらっておるということを報告して私の答弁をさせていただきます。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 1 市の子ども育成支援について

お話は大変わかりました。非常に有意義な試みをされていると思います。ぜひ、その方向で頑張っていっていただきたいと思います。

その上で、小学校から、やはりこちらの10月末現在ということでご報告をいただいたものに関しましては、5年生から不登校が出ていらっしゃるということで、やはりこういった問題は

小学校のうちから芽が出てくるような問題ではないかと考えています。ぜひ、その点に關しましては、各学校長さんのお考えがあるということも承りましたので、行政の中でも連携を強化して、早いうちにできれば未然に防いでいただければ、また、お子さんたちが非常に安心して学校生活を送れるのではないかと。当然保護者の方もそう願っていると思いますので、ぜひ、その方向で進めていただきたいと思いますと思っております。

2 看護職、介護職及び教職員の勤続表彰制度の導入について

それではちょっと早い気がしますが、第2項目に入らせていただきます。続きまして、看護職、介護職及び教職員の勤続表彰制度の導入についてご質問させていただきます。高齢化社会がただいま来ております。その中で、看護職、介護職の確保、そして定着化は、やはり市を挙げた重要な任務だと私は思っております。そしてまた、学校の先生方、子供たちを教育するに当たっては、やはり教職員の皆さんのモチベーションをアップ、こちらが重要な課題ではないかと考えております。これらの勤続継続の年数やモチベーションアップのために、勤続表彰制度を導入することは大変意義があることではないかと思っておりますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 看護職、介護職及び教職員の勤続表彰制度の導入について

それでは、大平議員の2つ目の質問に答えてまいります。この看護職、介護職また教員職の勤続表彰制度の導入ということではありますが、まず、南魚沼市には南魚沼市表彰条例というのがあります。ここでは、まず1つ目として、市政への進展、産業の振興、生活文化の向上、その他市民の福祉増進のため功績の著しい者。まず1項目。そして、2つ目に、市民の模範となるべき者。3つ目に、市政に積極的に協力した者。これを表彰するため必要な事項を条例で定めております。毎年、特に功績の著しい方について、表彰審査会というのが設置をされておまして、ここでご審議をいただきまして、その後、被表彰者を決定しているところであります。市はそういう形になっております。

六日町商工会、ちょっと私どもの行政ではありませんけれども、ここではどんなことをやっているかという、職種を限定せずに、長年、永年お勤めいただきました従業員を表彰する制度があり、これは毎年実施され、私どももよくそういうところに呼ばれて、脇で見ていて拍手を送るということをやっております。

結論を申し上げますが、勤続年数による表彰は、市の表彰条例とは趣旨がやはり異なっているということでもあります。各企業や団体によって行われるべきだというふうに思っております。市が看護職、介護職、教職員について特別に勤続表彰を行うということは、現在のところちょっと考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

なおですが、これはご参考ですけれども、福祉・介護の分野、こういった分野につきましては、南魚沼地区の社会福祉大会というのがあるのですけれども、ここにおいて社会福祉協議会からの推薦に基づいて25年以上の永年勤続者を表彰しています。こういったところにも機会があると呼ばれておまして、私も出席をさせていただいて、そういう会でやっている。

そして、看護師の皆さんについては、新潟県看護協会というのがありますが、ここで登録 10 年以上の会員の方々、看護師の皆さんに対して勤続 30 年、またこういう表彰制度が設けられております。

教職員についてであります。これは公立学校に勤務をする教員に対しまして、県の教育長による勤続 25 年以上表彰というのが行われていたのですけれども、現在は廃止をされていると調査でわかりましたので申し添えたいと思います。以上でございます。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 2 看護職、介護職及び教職員の勤続表彰制度の導入について

市長のお考えは承りました。その上でちょっと押し問答になってしまうかもしれませんが、改めて申し上げたいと思います。なぜ勤続表彰制度という話をさせていただいたかということ、こちら公益財団法人介護労働安定センターさんの出したアンケート結果によりまして、労働条件等の不満についてなのですが、この中で、これは複数回答ですので、必ずしも 100%になるものではないのですが、27.5%の方が「不満」というもので、業務に対する社会的評価が低いという考え方を述べられている方がいらっしゃるわけでございます。

また、さまざまな団体から表彰の機会はあるということなのですが、やはり、南魚沼市長は市民から直接選ばれたリーダーであります。こういった方から、きちんと公的に表彰していただくというのは、また格別なものがあるのではないかと私は考えています。

また、今の表彰制度を含めまして、なかなか勤続表彰というと 10 年、20 年というふうに長くというのがありますが、今の、介護職が特になのですが、5 年たらずにやめられる方の割合というのが、かなり高いというのが厚生労働省のほうから出ていらっしゃいます。そういう意味では、そういう前に刻んでということですが、5 年、10 年のような形で表彰していくのが、また一つモチベーションアップにつながっていくのではないかとこの考えを持っております。なかなか、考えはないとはっきり申された中で言うのも何ですが、この辺を含めましてまたちょっと市長の考えもお伺いしたいかと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 看護職、介護職及び教職員の勤続表彰制度の導入について

私のほうに、長年、永年勤続をされて、まずそういう表彰。例えば今、議員言われているような、やはりなかなか社会的にも離職率が高くて大変だと言われている職種もあるわけでありまして、こういった皆さんをなるべくモチベーションを引き上げてという中に、この表彰制度というのがあってもいいとは思っています。ただ、これはそれぞれの先ほど申し上げました参考までにと話した部分の、やはりこういう団体の皆さんがやっていただくこと。例えば南魚沼市長職として表彰するのがどうかというのを、私はちょっと懐疑に思っている理由を述べます。

まずは、あらゆる職種があります。その中で例えば公務員だとすると、公務員がこれが当てはめられて、ほかに本当は表彰すべきものがたくさんあるかもしれない。こういった中でこれはどうしてもですね。額としては少ないのかもしれませんが、それなりにきちんとした予算立てをして表彰制度というのは行われますので、こちらが先にやって、市民の、逆に言えば、そ

ういうことを考えてやる側の、我々のほうから先にそういうのがあって、そして光の当たらない職種があって、いかがなものかと、私も——まあ、私の個人のこれは考えです。という思いもあります。

なので、私としては公務員はしかるべき、やはりいろいろな表彰だけにかかわらず、さまざまな評価の仕方があります。給料面でも私は優遇をされているというふうに思っておりますし、そういうところの中から勘案して、先んじてこちらからやるべきではないと私は思っています。ただ、これは大変ちょっと——変な言い方かもしれませんが、大平議員は議員でありますので、当然。議員の側からこういう発議をして、条例を制定していくということもこれは当然できるわけであります。本来そうあるべきでありまして、私の考えだけによることではないということも含めて、皆さんには権利がありますので、ということも申し添えたいと思います。私は公務員から先にやるべきではないと思います。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 2 看護職、介護職及び教職員の勤続表彰制度の導入について

1つ訂正をさせていただきたい点がございまして、こちら、私の考える、またほかの県、市、町のほうでもやっという市町村の方がいらっやいます、この中ほとんどが市内にある民間業者さんも対象にしてやっというものですので、今の市の現状ですと、市の職員の方も確かに大勢いらっやと思っますが、民間でやっという方もいらっや。また、私がなかなか話をしをいしますと、民間の方からわりとそういうような声があがってくることも実情でございします、そこはもう1回きちんと調べていただいたり。なかなかちょっとそれのアンケートを市のほうでやるのは難しいのかもしれませんが、そういうところも1つ考えていただいて、もう1回ご検討いただければと思っます。

○議 長 答弁は。

市長。

○市 長 2 看護職、介護職及び教職員の勤続表彰制度の導入について

議員のほうで、今、ほかの市町村の話をされました。これらについては決して絶対しないとか言っというわけではありませので、誤解のないようにお願っしたいと思っます。検討はさせていただきますのは全然やぶさかではありませので、どんなものがあるのかということ、ちょっと注意を払ったいと思っます。が、先ほど申し上げた市の表彰条例の中に、市政の発展とかそういうこと、1項目目から3項目先ほど言っました。こういった中にはさまざまな方が該当するわけでありまして、先ほど公務員からやるべきではないとか言っことも、逆に言っると打ち消すようなところもあるわけですから、そういうことを勘案して、きちんと第三者的な視点から見て、表彰されるかどうかということをお断っしていくべきだろうと私は思っます。

市のほうからこの方は、ということはおかなかできません。推薦があっやるとか、そういう形しかかなか現時点では、やり方としては取れないのではないかと思っている次第であります。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 2 看護職、介護職及び教職員の勤続表彰制度の導入について

その点につきましては、当然やるとすれば推薦方式になってくると思っております。また、市長が先ほどおっしゃいましたように、これはまた条例でもできるという話もありますし、確かにそれはごもっともな話ですので、私のほうもまたよりよく勉強して、納得できる形で皆さんにこういったものを条例としてまた提示できるかというところを、やっていきたいと思っております。なかなか1年生議員でそこまでやるのは難しいと思われるかもしれませんが、頑張っていきたいと思っております。かなり時間が余ってしまいましたが、これで終わりたいと思っております。

○議 長 以上で大平剛君の一般質問を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

[午前11時41分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

[午後1時10分]

○議 長 佐藤剛君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおりといたします。

質問順位15番、議席番号14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、通告に従って今回2点、質問いたします。

1 林市政の財政運営と行政課題

まず1点目でありますけれども、林市政の財政運営と行政課題についてであります。財政問題については年に1回ぐらいは質問しているわけでありまして、林市政においては初めてでありますので、林市政が考える財政の基本的な考え方をお聞きしたいというふうに思います。林市長もこの1年間、前井口市政の最後の予算組みの実施という面が強かったと思いますので、これから自主的に独自色を出した市政が進められるものだというふうに思います。特に平成30年度予算においては、一般会計も特別会計も課題が多いわけですが、どう限られた財源を効果的に予算化し執行するか、新市長の手腕に期待するところでありまして。

ただ、当然のことながら首長の使命は、単年度単年度の充実とあわせて、この市の将来を見据えた行政運営、財政運営が求められるわけです。その意味では、前市長は新市誕生から10年、合併特例期間に施設整備を中心にしまして、将来を見据えて旧3町市民の融和を図ってきました。そのことの評価云々ということではないわけでありまして、合併特例債を活用しながらの有利な事業実施とはいえ、財政負担は少なからず今後あらわれてくるものでありますし、合併特例期間も終わった現在であります。安心・安全のまちづくりのためには、まだまだやらなければならない事業も多いわけでありまして。さらには、今後の新たな市民要望も当然出てくるわけでありまして。

したがって、前市長も林市長も、市民の福祉の向上、市の発展におけるところは同じでありまして、今までとは全く違う財政状況の中でそのことを進めなければならないという、

新市の建設時代とは違う難しさがあるわけであります。そういう状況の中で現職市長、林市政として、どう将来を見据えて行財政運営を進めるのかお聞きをしたいというふうに思います。

大項目の1点目でありますけれども、財政の現状と今後の考え方ということであります。最初に地方交付税と税収の今後をどう見通すかであります。財務省の発表によれば、国債及び借入金を合わせまして国の借金は1,080兆円になっているそうであります。そういう中で地方交付税は本来の原資であります所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税の一定の法定率で交付されますが、その不足する部分を国の一般会計からの加算、また、臨時財政対策債という赤字地方債の発行を認めながら、地方交付税制度を維持しているのが現状だというふうに思います。

その地方のとりあえずの借金の臨時財政対策債の元利償還分を後で国が交付税措置をするという仕組みになっていますから、地方も借金をしますし、国も借金で対応し、ますます借金が増えている状態であります。そういうことから地方交付税の削減が懸念されるところでありますし、このことは長い間言われ続けていることでもあります。

また、国からの収入もさることながら、市のもう一つの大きな収入財源であります市税も、人口減少の中で今後の動向も財政運営には重要なところであります。まずは今後の財政運営のために、この2点をどう見通しているかをお伺いしたいというふうに思います。

次に実質公債費比率、将来負担比率の積極的な改善に向けた財政運営は必要でないかということであります。説明するまでもなく夕張市の財政破綻以降、国も自治体の財政状況のチェックとあわせて、各自治体も統一した指標の中で、財政状況、財政運営を考える指標といたしまして財政健全化指標を示したわけであります。当市は水道事業、下水道事業等、ほかと違う今までの背景がある中でも早期健全化基準内に収まっていますから、財政健全化法からは健全ということになるわけでありますが、先ほど言いましたように首長として将来の財政運営を考えれば、この比率の改善は積極的に進めるべきだと思いますけれども、どう考えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

次に、その臨時財政対策債の活用をどう考えているかであります。財政問題では、私はこの部分は避けられないところでありまして、今までもまたかと言われるほど必ず触れさせていただいた部分であります。現行の地方交付税制度からすれば、本来地方交付税とすべきところをこういう赤字地方債でその場をしのぐという手法は、自治体にとっても好ましい形では当然ないわけでありますので、本来での地方交付税の中での対応を望み、そういう取り組みもしているはずであります。現実としまして、臨時とはいえ、更新、更新でこの臨時債の制度が続いているわけであります。今年度交付税算定に組み込まれるから問題ないと。同じことだという答弁で今まで来ているわけでありますけれども、借金は借金でありますし、これほど膨れ上がるとそうばかりは言っていられないというふうに私は思います。そこでこの問題は何度も取り上げていますけれども、この問題、林市長には初めてでありますので、どう考えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

次に大項目の2番目であります。これも行政課題と財政運営でありますけれども、具体的には次の3点に限定して質問をいたします。1番目でありますけれども、行政課題は人口減少の問題にしる、産業化への問題にしる、総合戦略にまとめられるというふうに思いますが、折り返しの総合戦略の今までの進捗と、そして、あわせて今後どう進めるかであります。細かなところは聞くつもりはないわけですが、そしてまた折り返しの時点ですので、最終目標値と比べてどうかは言えないところでありますが、人の流れと経済循環を地方にということでの総合戦略でありますので、今まで計画どおりに進んでいるのか。そしてまたこれからどうなるのか、そういうところをお聞きしたいというふうに思います。

次に今後、投資的経費を抑えるにしても財政的に負担の大きい事業はまだ多い。それらの財政負担といえますか、財源負担にどう対応するかということでもあります。先ほど言いましたように、合併特例期間も終わり市税も減っていく中で、投資的経費を今後抑えながら財政運営をしなければならないということは、第2次財政計画にもありますし、誰もがしなければならないというふうに思っているところでもありますけれども、まだまだやらなければならないこと、大型事業や懸念される課題は多いわけですので、その財源確保にどう対応するかの考えをお伺いしたいというふうに思います。

そして、3番目であります。第2次財政計画を平成28年の9月に制定したところですが、今まで述べた財政状況や国を含めた動きの中で、平成18年度から財政健全化5か年計画というのを始めましたけれども、それとは違って財政危機ということではなくて、今後の行政課題の対応として、5か年集中した取り組みの中で持続可能な体制の基礎づくりをするために、名称はいつでもいいわけでもありますけれども、健全財政維持の5か年計画を策定しながら、市政運営を進める必要がないかということをお伺いをしたいというふうに思います。

以上、壇上の質問をさせていただきました。この質問の再質問、そしてまた第2問目につきましては、質問席で行いたいというふうに思います。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、佐藤議員の質問に答えてまいります。

1 林市政の財政運営と行政課題

林市政の財政運営と行政課題ということで、質問の項目も多いですので、時間がかかります。これは簡単に、はしょれませんのでよろしくをお願いします。

まずは1番目の地方交付税と税収の今後をどう見通すかということでもあります。地方交付税は地方財源保障制度の主体でありまして、国税として徴収される、先ほど議員がおっしゃった主要5税の一定割合を総額として、地方公共団体が合理的な水準で自主的にその事務を遂行できるそういう財源を確保できるよう、収入が経費に不足する分を交付するもので、使途の定めがない一般財源ということでもあります。

言わずもがなですが、地方交付税は市税とともに歳入の最大の柱であります。平成28年の決算で言うと、歳入に占める割合は当市では33%、112億円を超えております。そして、市

税は全体の 21.6%、平成 28 年度決算によると 73 億円を超えております。平成 28 年度に作成をしました第 2 次財政計画における推計では、税収は緩やかに減少する見通し。これはもうここでずっと言われていることでもあります。人口減少、労働人口の減少による市民税の減、地価の下落が続いていることによる固定資産税の減、これらが要因になるかと思えます。

普通交付税の算定において、主要な基礎数値である人口の減少、基準財政需要額の減少に直結をする問題でありまして、交付税も同じく減少していく見込みであります。

財政計画は随時見直すこととしておりますので、この決算数値や税制・交付税制度の改正をそれぞれその時々反映をさせていただいて、適切な推計を行っていかねばならないというふうに考えているところであります。

2 つ目の実質公債費比率、将来負担比率の積極的な改善に向けた財政運営、なかなか言うはやすしであります。平成 28 年度決算に基づく財政健全化判断化比率は、9 月議会で報告のとおりで、繰り返しとなってしまいかもかもしれませんが、実質公債費比率で 15.2%——これは県内 20 市の中の最下位、ここをよく言われるわけです。20 市中の平均というのは 11.1% でありまして、私どもが最下位ということでもあります。将来負担比率は 146.4%——これは県内 20 市の平均が 105.4、県内の順位でいきますと、20 市中下から 3 番目ということになります。

短期間で集中的にこれを改善するには、起債の繰上償還、また基金の積み増し、これが必要になるということでもあります。これには多額の一般財源が必要でありまして、極めて厳しい歳出削減を伴うことになり、現実的とはとても言えません。

中期的な改善に向けて、新規の起債を抑制して起債残高を確実に減少させるしか道がないと考えております。そのため、第 2 次財政計画では投資的経費の上限を約 20 億円に抑制することとしまして、その目標を見据えながら、先ほど議員は、林市政最初の実質的な予算編成と言われております。その通りだと思っております、新年度以降の予算編成にそういう視点で取り組んでいくこととしたいと考えております。

3 番目の臨時財政対策債の活用のごとであります。臨時財政対策債は、本来普通交付税として交付されるべきものを、交付税の財源不足を理由に地方債に振りかえられているもので、国と地方が折半をして負担している制度——先ほど議員からご説明いただきました。

毎年度、国の税収の状況などから全体の発行可能額というのが左右されてしまいますが、上記、先ほど申し上げたとおり、のことから普通交付税と一体のものというふうに考えておりまして、発行可能額の全額を借り入れています。

起債残高が大きくなっていますが、後年度の償還に際して確実に交付税によって算入されるものというふうになっております。

市の財政運営において、これは不可欠な財源でありまして、これをなくして現在、市民サービスの水準を維持していくことは極めて難しいことでもあります。積極的に何かこれでやるというような性格のものではありませんけれども、現状は臨財債の借り入れなしに予算を組むのは難しいというところがございます。

2つ目の大きな課題であります、行政課題と財政運営。今、折り返しになった総合戦略のことをお聞きになっておりますが、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間としました総合戦略が3年目を迎えて折り返しということでもあります。地方創生の効果の検証、総合戦略に掲載した評価指数、いわゆる最近の言葉でK P Iの進捗状況も含めまして、南魚沼市まち・ひと・しごと創生推進会議でこれらを行うことになっています。

今年度は、平成29年6月20日に第5回の創生推進会議を開催し、昨年度の実施事業と総合戦略全体の進捗状況について、それぞれ委員からご意見をいただいたところであります。総合戦略の進捗状況については、平成31年度末を目標として設定した基本目標、K P Iに対しまして、現時点での実績値を報告させていただいたという会議でありました。

国の基準では、地方創生に相当程度効果があった、とされるには、70%以上の達成率がなければならないということでもあります。当市の総合戦略の基本目標とK P Iは71項目に上っていますが、このうち70%以上達成しているのは50項目ということでもあります。全体の7割が地方創生の相当程度効果があったと認められる段階にあると我々は考えております。

これまで地方創生交付金を活用してさまざまな施策を実施してきていますが、しかし、行政主導の政策的な投資だけでは、地域に持続的な好循環を生むのは困難だとも考えています。総合戦略の原点でもある、市民をはじめ、産業界、教育機関、金融機関、医療機関、メディア、国及び県といった、長い名前ですが、「産官学勤労言」の関係者が参画をすることによって、民間の経済活動とか企業の活動につながっていかなければ、地域の発展は難しいと考えています。

今、市が進めていますグローバルITパーク、またCCRCなど、地方創生交付金で行っている事業は、最終的には交付金に頼らない、民間活力で自立する計画と、これを目標に据えています。地方創生に求められるものは、地域の発展、仕事や所得を生み出す力だということでもあります。

結論であります、現在行われているこれらの事業が最終的には自立をして、この地域の経済的、社会的な発展に結びつくように今後も取り組んでまいりたいと思っているところであります。今後の進め方についてもそういう方向性であります。

2つめの問題であります。投資的経費を抑えるにしても、財政的負担の大きい事業も多い。それらの財政負担にどう対応するか。これも大変厳しい内容であります、現在、樋渡東西線など一部の事業を除きまして、市の合併後の大規模投資はおおむね完了してまいりました。一定の整備を終息、終える方向になっております。合併特例債もほぼ上限額まで使用したということから、今後も従来どおりの投資活動を行ってはいは、財政の健全化これは到底できません。

一方、施設の老朽化は進んでおりまして——これはどうしようもないことでもあります——進んできておりまして、常に新しい行政課題が発生をしている。その施設以外でもいろいろな問題も発生してまいります。

投資的事業の総額を抑えながら、先ほどの繰り返しになりますけれども、先ほども申し上げ

げました。必要な施設整備を行うことはなかなか容易ではありませんけれども、計画的で適切な補修、また改修等による、この言葉が最近は多いわけではありますが、長寿命化。そして、統合・複合化による管理施設総量の削減、市内にはたくさんの施設がありますが、これらを人口問題もあります、そういう意味からも含めて統合・複合化によって削減をしていくということが、大きな道筋かと思っています。

当たり前のことでありますが、それでも投資が必要なそういう事案は出てまいります。今まで申し上げたような観点から、十分にその場合には精査をさせていただいて、実施に際しては、国・県の補助金の活用、また公共施設等適正管理事業債、この借金こういうものを活用させていただいて、財政負担の軽減を図っていくことを重要な観点として、財政運営そして市政運営に当たってまいりたいと考えているところであります。

3つめの問題であります。健全財政維持の5か年計画を策定しながら財政運営を進める必要がないかというご質問ですけれども、第2次財政計画を定めた取り組みこそが、今、佐藤議員が提案されている内容と同様の計画だとうふうに私は思っています。それに基づいて進めることが重要なことと考えておるところであります。

第2次財政計画で推進する将来の歳入歳出見込み、公共施設等総合管理計画とその個別計画による施設総量の適正なコントロール、また従前から継続して取り組んできております無駄を省いた効率的な財政運営、これらの組み合わせによる健全財政の維持が目標であると考えております。

これらによりまして、人口減少による財政全体の縮小局面これは免れない事実であります。この局面においても持続可能な財政運営を図っていくことこそ目標でありまして、今ほど申し上げたとおりの道筋を立ててまいりたいと考えているところであります。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 林市政の財政運営と行政課題

ありがとうございました。順々に再質問をさせていただきます。地方交付税の関係ですけれども、ミクロの部分といいますか、我が自治体に関する見通しは聞きました。私は通告にもちょっと触れたのですけれども、私が心配しているのは、もう少しマクロのところなのですね。ここにも書いてありましたように、国の借金が1,080兆円、それに対しまして地方の借金が200兆円ぐらいですか、それで横ばいだということ。そういうところから地方交付税を減らさなければならぬという議論がずっとあるわけですね。

そして加えまして、平成27年度末の地方の基金残高が21兆円になったという、それを受けて麻生財務大臣は、地方は余裕があるのだから、地方交付税は減らすようなそういうふうなことも、おこなっているのです。そしてまたあわせてそれと同じころ、地方消費税の配分見直しもありましたよね。東京都はそれで1,000億円減るそうですけれども、ほかの自治体はそれがまた消費税も上がりますが、配分見直しでまた増えると。そういうところをすると、今までずっとあった地方交付税の見直し、それが現実的に迫ってくるのではないかと。そういうところの考え方というのは、見通しを市長はお持ちではないですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市政の財政運営と行政課題

財政は佐藤議員のほうが明るいかもしれませんが、地方交付税は我々の権利だと思っ
まして、国がどういふ方針にするかどうか。では、それにかわる地方が成り立つものが、そ
ういふ制度があればいいですけれども、そんな暴力的な話を地方が認めるわけにいかないと
思いますし、今、全国市長会でもこの問題はすごく言われています。そして、我々が財政調
整基金がありますよね、あれも国が取り上げるとか、そういう議論まで起きているのです。
烈火のごとく全国の市長がこれは怒っています。全国市長会長がこれでもうどなり込みに行
ったぐらいの勢いなのです。我々はいつも災害に対応する。よく以前の初代の井口市長も言
われていましたが、大体幾らぐらいないと、例えば23年災のああいうようなことが起きたと
きに、自分たちの判断でそういう災害に対応することができない。よくこの議場でも話をさ
れていました。やはりそういう同じ論調です。やはり本当にみんなが細々とといいますか、
やっとな積み立てているものまで国が手を突っ込んでくるような論調が今あることは、佐藤議
員がおっしゃったとおり、そういうことに対して我々は声を上げないわけありません。かわ
るものをでは示してみろという勢いが今、地方の市長会ではございますので、そういうこと
にはなつては困るということで、答弁にかえたいと思います。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 林市政の財政運営と行政課題

地方交付税、権利がそれが崩れないというふうなお話もありましたけれども、だけれども、
それはずっと以前から見直しなどもありまして、実はご存じのように小泉内閣のときの三位
一体改革、税源移譲もありましたけれども、地方交付税は相当減らされまして地方財政は大
打撃でした。そういうことだってやはりあるのですよね。そういうところをやはりきちんと
見通しながら、その上でミクロの部分の、我が自治体の事情もあるわけですから、そういう
ところで財政事情を考えていただきたいというところがあります。ちょっとそこら辺をつけ
足してもらいまして、議長が言うように、ちょっと項目が多いので、次のほうから順々に行
きたいと思います。

実質公債費比率の関係を説明していただきました。言うはやすしということで、実際、実
質公債費比率を極端に減らすのは難しいということだと思います。確かにそうなのです。お
許しいただいた資料にも書きましたけれども、県内20市の財政状況はごらんのとおりです。
何年か前にもお示ししました。大体変わっていません。市長がおっしゃったとおり最下位で
す。

ただ、もうちょっと大きく見てみますと、資料は間に合わなかったのですけれども、全国
の市区町村の中ではどういふふうな具合になっているのかといいますと、実質公債費比率、
全国の市区町村で33番目ですよ、全国で。将来負担比率は40番目ですよ。これは単純に
比べてどうか、意味があるのかということですから、やっぱりしゃばはこういふふう
に、何かわからないけれども努力しているのだというところをやはり読み取ってもらわな
ければ

ならない。

市の実質公債費比率の全国の平均は今 6.2 ぐらいですよ。それで我が市はこういうこと
ですと高いところで維持されているのです。財政計画に沿ってと言いますけれども、これ
はまた後で話をしますが、それでもなかなか長期的にも改善の方向がないというのはどうか
なというようなことですが、先ほど言いましたように、多くの自治体の実質公債費比
率は市の平均は 6.2 ぐらいです。そういう中で、県下もそうです。魚沼市なんてどんどん少
なくなっていますよね。これはまた後で触れますけれども、こういう背景には、今、18%以
内であっても将来的にはできるだけそれを下げて、そして将来何かやりたい。各自治体は、
何かがあったときに対応できる体制をとるように、下げていると私は思うのですよ。そうい
う意味では、私はもっともっと下げていくことが必要だと思うのですけれども、もう一度お
願いたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市政の財政運営と行政課題

下げていくことは必要だと思います。今、佐藤議員のお話しされていることは、本当にそ
のとおりで、私も気にかかりますし、ですが、そう簡単に下がりません。そして、努力する
ということと別の問題に話をしているわけではなくて、そうしてもなかなかそう簡単に下が
らないと思っています。魚沼市のことをよく例に出しますが、魚沼市はこれから例えば水道、
私どもは先にやっているわけです。だから、同じことをベースに——自治体というとは何か同
じにみんな見えますが、やってきた内容はもうそれぞれ歴史も故事来歴も違うわけです。

そういう中で魚沼市はこれから起きるのは、特例債を使うでしょうけれども、例えば市庁
舎の問題がある。もっと大きなのは水道ですよ。小出と堀之内のところは上水道あるだけ
で、あとは簡易水道です。そういったところにこれから過大な投資をしなければならない、
可能性があるじゃないですか。我々はそれは先にできているわけです。そしてまた新たに問
題を、もっと下げようということで、また逆に——先に行っているというわけではないです
が、そういうことが起きているわけですから、同じに比べられません。

ただ、我々のところが全国の中でそういう数字だということは、これは紛れもない事実で
すから、それを下げていこうとは考え、当然やる計画でやっていますけれども、そう簡単に
下がるものではないということの中で、それでも前を見ていくということなのでご理解いた
だきたいと思います。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 林市政の財政運営と行政課題

今の市長の答弁のところは、前々から言われていることですし、魚沼市の例示、回答も答
弁も前々から言われていることなので、魚沼市のことについてはまた後でちょっと触れさせ
ていただきますけれども。

もう一つちょっと気にしていただかなければならないのは、財政計画に沿って進める、極
端には減らされないというような答弁をずっと繰り返されていますけれども、財政計画を見

ましてね、実質公債費比率は平成 36 年で 18%ですよ。未満となっていますけれども。いろいろ事情があってそうなるのですけれども、事情があって上がるのでしょうか、だけれどもやはり財政計画は、将来の財政運用計画はそれがかかるのではなくて、それをいかに低くしながら財政運営を進めていくかというところがなければ、私はやはり財政運用計画にはならないと思うのですね。

もう一つもっと気がかりなのは、将来負担比率です。財政計画、今 158.9 ですけれども、平成 37 年にはさらに上昇して 130 を超えるというようなことが財政計画には書いてあります。これ全国平均で——また比べて悪いのですけれども、全国平均の平成 27 年度の数值から見ますと、19 番目です。それぞれ各自治体の事情があって、こんなことを比べたって意味がないといいますけれども。だけれども、一応比べてみれば、その数字は全国で 19 番目になるのです。そういうところも現実の数字として捉えてもらって、事情はあるでしょう。だけれども、そこら辺はやはり財政運営ではきちんと考えていただかなければならないということなのです。

将来負担比率が 180%。どういうことかということ、ごくごく大ざっぱに言えば、返済に回すことのできる基金、それを含めても標準財政規模は多分、当市は 200 億円弱だと思うのですけれども、その 1.8 倍、そういう借金、負債を抱えているということですよ。それを抱えて将来何かをしようとしたって、市民が要望したって、ではその借金がある中でさらに、まだ借り入れもできるでしょうけれども、借り入れをしながら何かを進めようなんてことは、普通であれば私は考えられないと思うのです。

今、市長は就任 1 年で、若い新たな感覚でいろいろなことに取り組みを始めています。そのことは、市民の皆さんは本当に期待をしているところなんです、こういう財政事情の中で、事業を縮小してそして健全財政をやりなさいということを言っているのではないので、誤解をしないでいただきたいのですけれども。そこをきちんと把握しながら、なおかつ市長の思いを、市民の願いをかなえるような財政運営を計画的にやらなければだめなのではないですかというふうなことを言っているのですけれども、その点はわかっていただけたか、もう一回、答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市政の財政運営と行政課題

わかっているつもりなのです。ですので、新しい、新年度予算もまた削減します。これは、しなければいけませんから。それだって、例えば昨年 5%です。今回はちょっとまだここでは言えませんが、そういう形で増やすということはありません。これだってかなりの痛みを伴ってやっているわけです、出てくるでしょうということです。それでもやっていかなければなりません。

なので、その中で集中、また前にもやりとりをして議論になってしまいますが、選択と集中という中で、やはり市況を上げていく。少なくとも市税を上げていく。自分たちにできるということは、やはりそういうことが非常に大きなところだと思いますので、将来にそうい

うことにつながっていく投資的などところについては果敢に取り組むとか、そういうことをや
っていくのが、行財政運営ではないかというふうに考えております。議員の言われるさまざま
な心配というのは、私もそのとおりだと思っておりますが、そう簡単ではないということ、
繰り返しになりますけれども、ご理解いただきたいということでお願いしたいと思います。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 林市政の財政運営と行政課題

私の思いも伝わっているかなというふうに、現実には難しいということなので、そこら辺は、
では私のほうで理解することにいたしまして、臨財債のことをちょっとお話もまたしなけれ
ばなりません。資料をお配りしました。これは2年前にも使った資料なので、あまり表の見
方なんて言わなくてもいいのかもしれませんが、ここに書いてあるとおり臨財債は、
平成13年から毎年こう、先ほど説明ありましたけれども、限度額いっぱい起債をし
ましてやっていると。そして償還額A欄がありますけれども、これは各年度の元金の返済額
の合計であります。その隣の交付税額B欄がありますけれども、これは普通交付税の額です。
臨財債は今年度交付金として入るところがありますけれども、今言いました償還額A
の部分が、交付金として後日入るところの交付金ですよ。臨時財政対策債は、自治
体が借りますが、国が利子もつけてまた交付税で入りますから問題ないというのが、先ほど
の答弁ありましたし、全国の自治体の考え方なのです。そうでありますけれども、その後年
度返ってくる分は、それは償還に回さなければならない交付金なのです。

したがって、そこに書いてありますように償還額Aが入ってきますけれども、それは
償還に回さなければならないから、正味使える地方交付税は、一番右端のBマイナスA欄な
のです。そういうふうになってしまうのですよ。それで、これは先ほど言いましたように、
ミクロ的にもマクロ的にも交付税は減る。だけれども、償還額というのは減らない。むしろ
借り続ければどんどん増えていくとなれば、非常に財政負担は、計算上大きくなるはずなの
です。現に借入金の合計額が平成29年までで約187億円ですね。そのうち返したのが、償還
額Aの平成17年から平成29年度までの合計ですから、大体58億円を返してあるのです。そう
すると残った部分は臨財債の残りは129億円、130億円くらいですね。それは今、市が抱え
ている起債残高の約3割を超えていますよ。これは大変大きいところになっていくのだと
思うのです。

市長が言うように、借りなければにつきもさつきもいかないのだよというのがわかるので
すけれども、これほど膨らんでしまった。そして交付税は減る。そしてまた償還金額は、理
論上は20年間増え続ける。そうなれば、絶対財政負担にはこれはよくないというところは、
市長も理解していただけるというふうに思うのです。

であれば、市長が言うように、この臨財債が、いいですかね、臨財債がなければ財政運営
はできないということはあるのですけれども、でしたら、せめて償還額以内に抑えないと、
表を見ていただければわかるように、どんどん臨時財政対策債の残が増えるのですよ。で
すので、償還額以内に抑える。そうすれば、使わなかった部分は将来の貯蓄になるわけです

から、そういう財政運営、そういう臨時財政対策債の使い方をしなければ、将来の財政運営にも、今の財政事情にも適応していかない。それこそ起債を返済するなんていうのは夢物語、簡単ではないですよという話になってしまうのですよ。そういう努力を新しい市長として、財政運営の努力をしていただきたいというところですが、見解がありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市政の財政運営と行政課題

これは財政課長のほうからちょっと答えさせます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1 林市政の財政運営と行政課題

確かに臨時財政対策債は、残高が大変膨らんでおりまして、これがもしも措置をされないのではないかとというようなものであれば、非常に不安になるものであります。しかし、これは交付税制度上、確実に算入をされてくるものですので、先ほど佐藤議員がおっしゃいましたように、交付税の総額がだんだん膨らんできておりますけれども、その分、確かに償還に回すべき、そのまま償還に行ってしまうものも増えております。

それで、正味使える交付税額はどうなっているのかというところでございます。このところ確かに交付税は増えておりますし、償還額も多いですが、正味使えるところの交付税というのは、ほぼ横ばいの状態が数年間続いております。

そして今回、平成 28 年度から交付税がぐっと一段落ちて、正味使える分が落ちたというところがございますけれども、それは国勢調査人口が更新されたことで基礎となる人口が大きく減ったこと。それと例の合併算定替えの階段状の減額が始まったこと。それらで正味使える分も減っているというところがありますが、臨財債の償還問題については、これは制度でございますので問題ないというふうに捉えております。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 林市政の財政運営と行政課題

制度でありますから問題ないのですよ、財政課長。だけれども、その考え方なのです。そういうふうに制度だから問題ないというふうで割り切ってしまうのか。だけれども、膨らめば膨らむほど大変になる。だけれども、臨時財政対策債の性格はこうなのだ。では、そしてまた地方交付税の話をしましたけれども、たまたま平成 28 年度は減っていますけれども、先ほどから私がちょっと喉をからしながら言っているのは、今後マクロの視点で、地方交付税も減るのではないかとという危機感を、財政担当課長であれば持っていただきながら、そういうこともどうなのですかねと、市長にアドバイスするぐらいのことになっていただきたいというふうな思いもあります。

ちょっと時間がなくなってきましたので、私は財政問題につきましては、財政計画に沿って市長は着実に進めるという話ですけれども、それではやはりその数値が、目標が、私は甘いと。ですので、5 年ぐらいの財政健全化計画といいますか、そういうのを立てながら、目標を設定しながら確実に財政運営の基礎づくりをしていくというのが必要ではないかという

ふうに思いますけれども、この部分、一言だけ、お考えがありましたらお願いいたします。
なかったらいいです。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市政の財政運営と行政課題

ご意見は賜りました。ただ、前段から申し上げておる、危機感を持ちながらですが、今の計画の中で進めてまいります。それだって大変なことでもあります。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 高齢者運転免許証返納に伴い高齢者の移動手段の確保をどう進めるか

財政問題がちょっと長引いてしまいましたので、高齢者の移動手段の話に移したいと思えます。第2問ということで、高齢者運転免許証返納に伴い高齢者の移動手段の確保をどう進めるかというところで、通告をさせていただきました。この問題、地方は都市に比べまして、まだまだ公共交通が不足しているわけでありまして、そういう中で南魚沼市は高齢化率30%を超えました。核家族も進みまして、老人のみ世帯も増えてきているわけでありまして。そういう高齢者の一番の心配事は、買い物に行くにも病院に行くにもその移動手段がないということでありまして。一方、高齢化の進展に伴いまして、死亡事故も含めて交通事故に高齢者がかかわる割合が非常に上昇している。これは被害者でもありますけれども、認知症等が出てきますので、加害者になることも多いというのは報道のとおりであります。

そして、運転免許証返納につきましては進んでいるわけですが、今後さらに高齢者が増える中で、高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境整備というのが、私は必要だ、重要だというふうに思いますし、今雪が降っていますけれども、こういう豪雪地帯の中ではなおさら私はそうだというふうに思うわけなので、そういう観点で質問をさせていただきます。

高齢者の運転免許証返納につきましては、支援があります。その支援は承知していますのでそれは別にしまして、その中では1人1回きりなので、それではなかなか高齢者が免許証返納を決断するにはまだまだ不安も多いということもありまして、私は返納ではなくて、もう高齢者自体の高齢者への移動手段を根本からやはり改善してやらないと、そういう高齢者の返納も進まないし、事故もやはり減らないしということになるのではないかという思いで通告をさせていただきました。

1つには市民バスの高齢者割引の制度はどうかということ。そして、それとあわせてまして、タクシー会社と連携してタクシー料金の割引をとというようなことも入れさせていただきました。多くの自治体がやっていることでありまして、タクシー会社にもやり方によっては活性化につながることでありますので、この辺どうかというところでもあります。

さらに3番目としまして、市民バスとデマンド型交通、そしてまた市町村運営有償運送等の併用で公共交通を充実させ、高齢者の移動手段の選択肢を拡大できないかというところもあわせて通告をさせていただきました。このデマンド型交通は利用者のニーズに応じて柔軟に運行できますので、これは全国にご承知のように広がっておりますけれども、県内では三

条市、見附市、そして燕市と弥彦村は定住自立圏で一緒にやっているようでありますよね、導入しております。そしてまた先ほど言いました、市町村NPOによる自家用自動車を併用した有償旅客運送、これも多くの自治体がやっておりますけれども、そういうのを市民バスと併用しながら、市民バスが手の届かないところもそういうもので対応できるような、そういう移動手段を考えられないかということで、お聞きをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者運転免許証返納に伴い高齢者の移動手段の確保をどう進めるか

それでは佐藤議員の2つ目の高齢者の足の問題であります。お答えしてまいります。1つ目の市民バスの高齢者割引制度を設定できないかということです。現在、高齢者運転免許返納者に対する特典は、バス回数券の支給のみでありまして、高齢者に特化した運賃の割引制度は今のところ持っておりません。平成27年度に市民バスの再編を行いました。自前の交通手段を持たない高齢者や障がい者の皆さんを主な利用者として想定しています。再編に当たりましては、市民バス乗車1回について200円の料金を設定したということです。市民負担の公平性の観点から、受益者に一定のご負担をいただくことは必要だという考えに基づいています。

市民バスで実施している、子供や障がい者に対する割引制度は、市内の路線バス割引と同じ制度としています。これに加えまして、市民バス独自の乗り継ぎの割引これを設けまして、路線バスとの乗り継ぎに対しては市民バスが無料となるよう便宜を図っているという状況であります。

南越後観光バス株式会社さんの路線バス料金と比べますと、近距離では割高になってしまうという区間もあるのですが、しかし1回200円で乗れる市民バスの料金は決して高いものとは考えておりません。高齢者への割引制度を設定していく考えは、現在のところありません。次回の公共交通計画の見直しに際しては、今ほどの議員のご意見は、貴重なご意見として参考にさせていただきたいというふうに考えております。

2つめのタクシー会社と連携をしたタクシー料金の割引の問題です。返納制度に伴う特典として、タクシー会社と連携した割引制度を導入することは、運転免許証返納を決断する大きなきっかけになるとやはり思います。しかしですが、これを恒久的な割引制度としてずっと実施するということとした場合、ほとんどの高齢者の皆さんがタクシーの利用に移行するということが、これは誰が考えても推測されます。タクシー業界の活性化にはつながりませんが、その一方で路線バス、または市民バスの利用率は著しく低下をするのではないかと。そういうことが考えられます。この場合によっては、路線バスの廃止ということにつながる恐れもあります。

また、既に返納した高齢者の皆さんや免許証を持っていなかった高齢者の皆さんとの、この持つものと持たざる者との間に不公平が生じるということも考えられます。これらのことから、現状ではこれに取り組むことは非常に困難ではないかというのが我々の判断であります。

自主返納制度については、市民からタクシー利用や商品券を報奨品にしてほしいなどの要望がやはりたくさんあります。このことから来年度、過去3年間の返納者、返納された皆さんに対して、報奨品の利用状況とかまたニーズの把握のためのアンケート調査を行いたいと思っています。必要に応じて見直しを行っていきたいとも考えておりますので、よろしくお願いたします。

3番目の市民バスとデマンド型交通、また、市町村運営有償運送等の併用による公共交通の充実、これで移動手段の選択肢の拡大を図れということでもあります。まずはこのあまり聞きなれない方もいらっしゃると思うので、市町村運営有償運送のちょっとだけ概略を。これは交通空白輸送というのと、市町村福祉輸送というふうに分けられます。交通空白輸送、これは市町村内のうちで言えば市内の空白地において、市町村みずからが当該する市内の住民などの運送を行うものと定義されています。平成27年度の市民バスの再編、先ほど言いましたその再編時には、既存の路線バスの路線なども勘案をして公共交通の空白地帯がないように路線を——これは当然皆さんご存じですが、それがないように路線を設定しました。

今後ですけれども、路線バス、市民バスがもしも撤退をし——市民バスは我々の考えることでありますが、路線バス等が撤退をして公共交通の空白地域が発生した場合は、市町村運営有償運送これを公共交通の選択肢の1つとして検討したいと考えております。現時点では、路線バスと市民バスに加えて、今ほど議員が言われている市町村運営有償運送を実施するという考えには至りませんので、よろしくお願いたします。

デマンド型交通のことでもあります。現在運行している市民バスは、バス停を設定してそして定時刻でバスを運行する路線定期型交通、ちょっと言葉が固くて申しわけないですけども、そういう形を採用しています。デマンド型交通との根本的な違いです。これはデマンド型は予約がないと運行しないということでもあります。完全予約制なので、乗客がいなくてもかかわらずバスが運行しているというような、現在よく、大変悪い言葉で我々は嫌なんですけれども、空気バスとか、人が乗っていない市民バスとかという言われ方をしますが、こういうことはなくなるという利点はあると思います。

今、市民バスでは、栃窪と岩之下コース、そして後山と辻又コースの一部で事前予約制の運行を行っています。これがデマンド式にも当たるわけでもあります。栃窪・岩之下コースは平成27年度から予約制になりましたが、予約が面倒だといった意見は今のところ出ていません。後山・辻又コースで言うと、当初全4便ですね、これを予約による運行としたのですが、運行開始後に利用者からは電話予約に抵抗があるという意見が出てまいりました。平成27年10月1日からは、第2便を除いたほかの3便の予約制をやめたということでもあります。

定時にバスがバス停に来るという安心感もあるということもありまして、公共交通に求められている要素の1つ、これはなかなかそう一概に簡単ではないなという思いがしております。ほかの自治体の話を議員がされております。既存の路線バスが撤退をした公共交通空白地に対してデマンド交通が導入されることが多いようです。おわかりいただけると思います。

先ほど述べましたように、当市では路線バスと市民バスによりこの空白地帯が既に解消されているという今状況になっているわけですね、今のうちの市は。なので、今のこの体系の中に加えてデマンド型交通を導入するというのは、その住み分けが困難になるというふうに我々は考えています。市民バスや路線バスが運行している状況でデマンド交通を併用するという考えは、ちょっと今のところそういうことには及びません。ただし、公共交通の空白地帯が発生した場合には、デマンド交通もこれは選択肢の1つとして十分検討しなければならぬ課題だと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長 総時間が残り5分を切っておりますので、まとめに入っていただきたいと思ひます。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 高齢者運転免許証返納に伴い高齢者の移動手段の確保をどう進めるか

5分でいいですので、2点だけ最後に質問させていただきます。ちょっと心配になるのは、市民バスの関係で高齢者の割引を考えていないと。200円が相応の負担ということですけども、先ほど言いましたように、この市民の30%が高齢者なのですよね。その方々は、ひとり暮らしの方も老人だけの世帯もあります。でも、裕福な年金をもらっている方もあります。最低限の年金もあります。そういうのを全部ひっくるめて200円が応分だというのは、ちょっと私は乱暴かなと。どこもそうなのです。例えば65歳以上とか75以上の人については割引をしようとか、そういうふうな工夫をしながら、そういうふうなことを考えているのですけれども、そういう余地もないということでしょうか。もう一度この1点をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者運転免許証返納に伴い高齢者の移動手段の確保をどう進めるか

そういうことではない。余地がないとかそういうことではなくて、現在のところは路線バスもデマンドもありますよ。そういうことを全部考えておっしゃっているのか、ちょっと私にはわかりませんが、そういう中では現在のところ適正ではないかと考えているところでもあります。そういうことが余地がないという言い方は、何か全部否定されているみたいで、ね、そういう血も涙もないことを言っているわけではないのです。ご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 高齢者運転免許証返納に伴い高齢者の移動手段の確保をどう進めるか

「余地がない」というのは、ちょっと私も言葉が適切でなかったなというふうな思ひもします。そこはそこでまたこの次の機会にします。

時間もなくなってきましたので、デマンド型の交通のことについて、ちょっとお話をさせていただきたいと思ひます。もう一方のほうは、いろいろそういう状況が来たら考えてみたいということであったわけですけども、デマンド型の交通ですよね。これは先ほど市長が言

いましたように、予約制なのです。だから空気を運ぶようなことはない。そのかわり予約ですから、どういうふうに予約をとったらいいかとか、タクシー会社との競合はどうするのだというように出てくると私は思うのです。この2つは今、一般的にはデマンド型の交通の問題点なのです。

それをうまくやっているところがありますので、そのことだけ紹介しまして多分時間になると思いますのでやめたいと思いますが、長野県の豊丘村というところ。地元のタクシー業者と連携してこれは福祉タクシーでやっているのですけれども、73歳以上の方は登録していただいて、普通にタクシーを呼んでそれで乗ってもらって、初乗りの分、大体700円を払ってくると。それは村内と隣の市、町の商業施設とか医療施設とかそういうのに限定されるのですけれども、そして出た部分を村が負担をするというようなことで、タクシー会社は普通に営業しますし、村民はちょっと高いかもしれませんが、700円で隣の町や村内のそういう自分の日常生活を賄うことができる。市のほうも特別な予約システムは要らないのです。タクシーを使えばいいのですから、タクシーの予約。そういう特別な投資がなくてもできるということで、本当にこれは大変合理的なデマンド型の——実質のデマンド型ですよ、をやっているなという思いがあります。そういうところを研究しながら、空白地帯はないと言いますが、今、市民バスでは高齢者の皆さん大変まだまだ不便に思っている方は多いのです。回数とかルートとか、停車場とか、ドアツウドアではないとか、そういう要望にもこういうのを使って応えていくような、そういうふうな検討を私はしてもらいたいと思いますので、その点だけ一言お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者運転免許証返納に伴い高齢者の移動手段の確保をどう進めるか

先ほどはご質問がそこに及ばなかったもので、答えを控えていた点もあります。空白地帯がないと、そういうないようにつくった制度というふうにご理解いただきたいです。あるに決まっていますよね、やはりお年寄りが、本当はドアツウドア。それは当然思うことであります。その辺を補完したいということで、現在、市ではタクシー業界の皆さんと話を始めていることがあります。それは多分、議員がお話されていることとかなり近いものがあると思いますので、担当課から説明させます。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 2 高齢者運転免許証返納に伴い高齢者の移動手段の確保をどう進めるか

今ほど市長が答弁されましたタクシー業界ですね。いわゆる市のタクシー安全協会というのがございます。そちらのほうに1割引きでしょうか、他の7市でもやっているのですけれども、自主返納された方については、運転経歴証というものを警察から発行できますので、それを呈示していただいた場合に1割引き相当ということで、今、タクシー協会のほうに相談といいますか、協議をかけているという状況でございます。これでまた一つの公共交通の交通弱者の支援につながる制度でないかということで、今、進めておりますが、これにつき

まして先方さんがございますので、また正式に決まりましたら、議会のほうにもお示ししますし、協議中ということでございます。以上でございます。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 高齢者運転免許証返納に伴い高齢者の移動手段の確保をどう進めるか

わかりました。市には地域公共交通相互連携計画というのが、これは協議会のほうでつくったのかもしれませんが、その中では移動手段の連携によって地域公共交通ネットワークの形成が1つの課題だと。そしてまたネットワーク維持のために効率的な体系形成とともに、1人でも多くの市民に利用いただけるように図ること、これも1つの課題だというようなことで、基本方針として自動車がなくとも安心して生活できる持続可能な環境づくりを基本方針としてこの計画ができています。今、いろいろなことを無理難題も言ったかもしれませんが、そういう事例もあるということも考慮いただきながら、今後、高齢者の皆さんが移動手段を、少しでも不便なく移動できるような施策を検討していただきたいと思います。以上で終わります。

○議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 16 番、議席番号 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 最終日、最後の一般質問をさせていただきます。本当に待つのが長い三日間でございました。それでは通告に従って質問を行います。

1 水道料金のさらなる引き下げを求める

私の最初の質問ですが、水道料金のさらなる引き下げについてであります。所信表明の中で、来年度から基本料金を 215 円下げて 2,200 円にするとしています。下がること自体は本当に歓迎するわけですが、この程度では県下一高い水道料金の汚名返上にはほど遠い金額だと思います。

また、今回の引き下げは全ての加入世帯で月 215 円下がるのみで、それ以上もそれ以下もないわけです。10 立方メートル以上の加算は今までどおりと聞いています。そうすると、基本料金は魚沼市や湯沢町の水準とまではいかななくても、せめて県内平均の 1,500 円程度を目指していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に2点目ですが、もう1点、料金体系の問題です。これは昨年12月議会でも一般質問の中で触れさせてもらったのですが、南魚沼市は、ともかくつながっていれば、現在は2,415円が最低料金、これが基本料金になっているわけです。これが来年から2,200円に下がるわけですが、10立方メートルまでは全て同じ額なわけです。

しかし、県内の全部とは言いませんが、ほとんどの自治体が水道管の口径によって基本料金が設定されていて、そこに1立方メートル刻みで加算される体系になっています。ですから、ほかの自治体では10立方メートル使って初めて南魚沼市の半分だとか、中には3分の1ぐらいの自治体もあるわけですが、そういう点ではそれ以下の使用料の際にはもっと安くなっているわけです。

これは昨年の調べていただいた数字ですが、10立方メートル以下の使用料の方がどれくら

いいるかということですが、ゼロから9立方メートルまでの使用者は全体の36.8%でありました。これだけの方々がほかの自治体であれば、負担しなくてもいい料金を負担していることとなります。私は口径別の基本料金に使用料に応じて加算する料金体系のほうが理にかなっていると思います。大きな口径であれば、大量の水を一度に使えるわけですし、そこまで水道管を引っ張るそういう費用もかかるわけですから、口径が大きくなれば基本料金も上がって当然だと思います。そうした料金体系に変えていく考えはないか。そうすることによって10立方メートル以下の使用料の人の料金をさらに下げることができると思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢議員のご質問に答えてまいりたいと思います。

1 水道料金のさらなる引き下げを求める

水道料金の問題であります。まず1点目の1,500円程度までの引き下げを考えないかということでもあります。水道料金は、効率的な経営のもとに原価に基づき適正料金を算定すること、これが前提となっております。適正料金を試算すると、当市では今より三、四割の値上げが必要ということでもあります。現状でも高料金団体であるため、これ以上市民の皆様負担を求めることは避けなければならないと思います。実際は消費税が上がったときにも、その上がった分を市民の皆さんに求めなかったのです。そういう意味では本当はその段階で値下げをしたというのも事実でありますので、というふうに考えることも事実でありますので、ぜひ、この点はよろしく願います。

1,500円程度に引き下げるには、約2億6,000万円の減収となります。これを補填する財源の見通しが立ちませんので、これ以上の値下げは、大変本意にはほど遠いかもかもしれませんが、これは値下げはできません。しかし今後、畔地浄水場の廃止を含めた、また規模縮小や井戸を主体とした地域別の配水方式への転換、これは簡単ではありませんが、これらを具体化した上で更新費用などの財政需要を勘案していき、さらなる値下げについて検討を進めていきたい。現時点ではできませんとしか、お答えができません。

2つ目の口径別の料金体系に変更し、というお話であります。全国の6割近い水道事業者は、議員もご指摘されているように口径別料金を採用しています。基本水量を低く算定しています。この口径別料金は、一般的に使用料が少ない場合は低額になる事例がやはり多くて、近隣でも先ほど話があった湯沢町、十日町、魚沼市、これなどが口径別料金を採用しています。

南魚沼市で現行の料金収入確保を前提として、口径別料金にした場合のシミュレーションを行うと、10立方以下の使用者はやはり負担軽減となりますが、当然それ以上の使用者や大口ですね、口の大きいそういう使用者の引き上げにはどうしてもつながってしまいます。値上がりした使用者への影響をなくすことは、新たな財政負担を生じさせるということになり

ますので、現在の経営状況において変更するという事は、極めて困難であると言わざるを得ないと考えております。

使用料の少ない世帯へ配慮する手法としては、現行料金体系で基本水量を少なくすること。例えば5立方とかそういうことなども考えられるかと思えます。しかし、仮に現行基本水量を10立方、今2,415円、これを5立方にして1,200円とした場合では、減収額はいかにほどになるかという、1億1,000万円と見込まれまして、こちらも財源確保の見通しがなかなかつかないということになります。

ただし、水道料金を抑制するという事は、重要な市の課題の1つというふうに考えておりますので、今回ご指摘いただきましたこの件につきましては、問題意識を持ちながら今後も研究をしていきたいと考えておるところであります。以上であります。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 水道料金のさらなる引き下げを求める

水道料金の話をするのは、今回が多分3回目だと思うのですが、私がこだわっているのは、やはり水というのは私たちが生きていく上で欠かせないものですから、一日たりともなくては過ごすことのできないものです。それが来年から月々2,200円になりますが、一部で福祉減免を実施しているわけで、これはもっと安くなっているわけですが、それ以外はその人の負担能力には全く関係なくて、2,200円はどうしても払わないと水が使えないという状況になっているわけですね、これは当たり前ですが、そういう点ではある意味、どうしても払わなければならない税金の均等割りみたいなものではないかというふうな思いもあるわけです。

そういう点では、やはりこのままこの先もずっとではなくて、いろいろ水源をほかに求めるとかそういうことも、今も市長のほうから話ありましたけれども、それにしても当面はこの水道料金は続くわけです。一番の原因は、畔地浄水場を含めた給水能力の3分の1ぐらいしか使っていない、そういう過大な投資にあったというのは、この間もいろいろ話をしてきたわけです。それを結局は市民が高い水道料金としてずっとこれから負担しなければならないというのは、結局市民に全部責任を転嫁するような形になるのではないかと思うのです。そういう点ではちょっと極端な言い方かもしれませんが、過剰な設備というのは、市が買い取ってでも料金を下げるぐらいの対応が必要なのではないかなと、私は日ごろ思っているのですが、そういう点についていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道料金のさらなる引き下げを求める

ちょっと質問していいですか、質問させてもらいます。買い取るというのは何ですかね、一般会計のほうで買うということですか……（「そう」と叫ぶ者あり）できません。（「いやいや、それぐらいのことをしないと」という意味です」と叫ぶ者あり）

○議 長 市長。

○市 長 1 水道料金のさらなる引き下げを求める

それはできかねます。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 水道料金のさらなる引き下げを求める

それはいろいろなあれがあってできないということですが、それぐらいの思いでやはり下げていってほしいという私の思いであります。

それと、口径別料金についてですが、これも縷々話がありました。結局財源をどこに求めるのだという、最後はそこに行き着くわけです。やはり基本料金が安ければいいということではないですけれども、10 立方使っても 1,000 円いかないような自治体もあるわけです。そういうところは 10 立方まで同じだよというのなら理解できるのですけれども、県下一高いわけです。どういう財政状況の人も、来年から最低限 2,200 円になってしまう。今 2,415 円ですけれども。

ですから、そういう点ではやはり率先して口径別の料金設定にできるようにして、やはり使用料の少ない、先ほど去年調べていただいたもの話をしましたけれども、10 立方以下の方の使用料が平均 5 立米ぐらいなのです。そういう点ではぜひそれも——できないという話がありましたので再度答弁は求めませんが、ぜひ、今後、積極的に料金体系を変えるようにやはり検討していただきたいというふうに思いますので、それは答弁は要りません。

2 地下水採取条例への対応について

次に大項目の 2 点目ですが、地下水採取に関する条例についてであります。1 点目ですが、9 月議会で成立して 10 月から施行が始まったばかりですけれども、私のところにも市民の皆さんから、ポンプを入れかえようと思ったら同じ大きさのものはもう使えないということで、業者の皆さんに言われて入れかえるのはやめたと。あるいは揚水管が細くなれば、今までと同じ面積を消せなくなってしまうのだというような声を、地盤沈下の重点区域もそうですし、それ以外のその他の区域の皆さんからもいろいろ話を聞いています。

私たち日本共産党議員団は、住民の皆さんの理解と納得の上に条例改正を進めるべきだとして、9 月に反対をしたわけですが、そうした指摘が、言ってみれば早くもあらわれることになったのではないかなというふうに感じています。今回の条例改正では、重点区域での消雪用井戸の掘削が可能になった、このことが強調されていて、今回の条例改正というのは、重点区域で掘削を認めるけれども、全市的には本当に節水をしていこうと。節水を求められる条例なのだよということが、住民の皆さんにはほとんど理解されないではないかなというふうに感じています。

きのうの関議員の一般質問でも触れられていましたので、かなり私が聞きたいことも答弁がありました。繰り返しになる点は省きますが、昨日の答弁でもかなり柔軟な対応をしている、そういう点は理解できましたし、具体的な内容も理解できました。昨日の質問では、その他区域、地盤沈下以外の区域ですね、ここでどういう対応なのかということでの答弁だったというふうに思いますが、地盤沈下の重点区域でも同じ対応をしているのかという点が 1 点と、今までと同じ量が使えなくなる方、これは重点区域もそうでした、その他区域も当然

そういう方が出てくるわけですが、そういう方にやはり今の改正された条例によって、これ以上使えないのだよと。市内全域を挙げて使用を抑制していくのだよということが、本当に納得されているのか。その辺をわかったら教えていただきたいということです。

次2項目目ですが、これは私も条例の改正等というふうにそこに通告に書きましたが、やはり緊急時の対応等を考えると、条例を今のままでいいのかなという思いもありまして、質問項目に上げさせてもらったのですが、昨日の答弁の内容であれば、特に必要ないのかなということも感じていますが、その点についても今後どのように対応していこうと考えているのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 地下水採取条例への対応について

それでは、中沢議員の2つ目のご質問、地下水条例の対応であります。昨日の関議員とのやりとりでかなりおわかりいただいていると思います。重複するところもありますが、それでも質問でありますので、ちょっとかぶる部分もあるかもしれません。お許しをいただきたいと思います。

改正条例の施行後、さまざまなご質問や懸念される点が市にも寄せられたところであります。最も今は、きのうも話が出ていますが、緊急時の対応であります。降雪期、ポンプが故障したらどうするのかということ。また産業用の井戸が故障したら産業活動がストップしてしまうのではないかと、こういうものが多くございます。

改正条例では、その他区域においてもまた重点区域においても、ポンプの入れかえについては許可が必要になります。これは分けているわけではありません。申請から許可が出るまでの間、相当な時間がかかるため、特に降雪が続いているようなさなかにおいては、これは不安が出て当然であります。甚大な損害が発生するのではないかとという不安、これは至極当然なことだと思います。この点については、きのうも申し上げておりますが、条例上の許可申請及び地下水対策委員会における審議などを省略させていただいて、担当課と協議——これは電話協議でもよいということでもあります——を行って、許可相当と認められる場合においては、許可申請に先んじて担当課で許可を出し、工事に取りかかることができるように運用方法を定めたということですので、ご理解をいただきたいと思います。

ただし——繰り返しになって申しわけありませんけれども、このような場合であっても後追いで許可申請書類一式を提出いただき、そして協議内容と相違ないことを確認する必要がありますので、この点をお願いしたいということです。

そして、揚水機の設置検査についても、緊急を要する場合は職員が即座に現場に赴いて、検査を行うことで支障が生じないように努めていきたいということです。この程度で大体おわかりいただけたでしょうか。あとは何でしたか……（「住民が納得しているか」と叫ぶ者あり）

住民が納得しているかという問題ですね。これは市政懇談会をずっとやってきましたし、市民フォーラムを開いております。こういう中でこの議場でも報告させていただきました

が、その他地域においては、非常に関心はやはり薄かったですよね。やはり地盤沈下地帯といわれる重点地域の皆さんは、はっきり言ってもものすごい人が来ました。しかし、大和や塩沢については、この問題で関心がやはり持たれていないのかなというのは、私の率直な感想でありますし、いらっしゃった人の数を見ても、そうだったと思います。

しかし、その後、当然議会でいろいろな話し合いをするのは、これは公のこういう議論の場ですから、さまざま市民の皆さんはご関心を持ってお聞きになったと思いますし、関心がないという——持ってもらわなければいけないわけでありますから、その点については、随分、最初の段階とは変わってきているのではないかと思いますし、こういう降雪がありますと、さらに今の、現状はどうなのかという関心を皆さんがお持ちになるのが、浸透するまでにはこういう道を経っていくのだろうなということでもあります。

条例改正につきましては、先ほども述べましたとおり、現在想定される課題については、条例の改正を行わなくても運用上の工夫によって克服できるものというふうに我々は考えております。なので、本格的な降雪期に入りさらなる課題が生じた場合には、その都度解決策を個別、具体的にやらなければいけないというのも出てまいりますので、これらについて、決して市民の皆さんの生活を苦しめるとか、そういうことでこういう条例を改正しているわけではありませんから、本旨に基づいて、できる限りの運用をしてやっていきたいと思っております。まずは新条例の運用、今の定めさせてもらったこの条例の運用を図り、その定着を推進していくべきだと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 地下水採取条例への対応について

市長の今の答弁で、徐々に浸透していくと。市民の皆さんには理解が広がっていくという話だったのですが、ちょっと私が聞いたかったのは、例えばポンプを入れかえる、何で今までののがだめなのだというあたりで、多分、申請は業者の方が来るので、窓口にポンプを入れかえたいという人が直接くるのではないと思うのですけれども、そういう人が圧倒的だと思うのですが、私にも実際、そんなに減るのだったら、入れかえるのをやめましたと言う方がいるのです。ですから、今度の条例ではあなたのところではこれだけしかもうだめですよというのに対して、ここに直接は来ていないのかもしれませんが、そういう人たちが、ではそういう条例が変わったのならしょうがないですねということ、納得、了解しているのか。その辺、担当でそういうのがあるかどうか、ちょっと聞かせてもらいたいです。

○議 長 市長。

○市 長 2 地下水採取条例への対応について

私が受付をしている窓口に座っているわけではありませんので、わからない点もあります。なので、担当課のほうから答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 地下水採取条例への対応について

ポンプの入れかえの申請というのは、ここかなり来ておりますけれども、実際に条例改正

によって前よりも型が落ちましたというのがないのですね。はい。具体的にはそういう申請は見えてないです。1つ、業者さんにも今後よく話をさせてもらいたいと思うのですが、建築面積掛ける1.8でもって出すと、私の家もそうですけれども、大概のところは型が落ちます。ただ、その他区域というのは、それだけでは足りない場合が多いというのは、これは我々も条例改正の前提条件として知っております。例えば作業所があります、小屋がまだありますというのを足し合わせると50では足りませんよと。それで65が入っているのですという場合が非常に多いわけです。それであればそれを申請を上げてくださいと。上げてくれれば我々は審議会にかけますけれども、委員会にかけますけれども、認めていきますよと。それが条例の中身です。

わざわざ基準を超える申請という条項をつくったのはそのためです。あの条項は今までなかったのですから。それを正面からそれは認めます。ただ、基準としてはこうですよ。ただ、何でもいから認めるというのではなくて、1つの一定の基準を持って、それで理由をつけて、我々は認めていきますというのが、あの改正条例でありますので、その点が正しくその他区域の方々には伝わっていないのではないかなという、私は気がするのです。今現在、そういう型が落ちてどうのこうのというクレームは生じておりませんので、ご理解いただきたい。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 地下水採取条例への対応について

私は直接そういう人から、少なくなったと話を聞いているのです。ですから、それはその人が直接来たのではなくて業者の方が来て、おまえさんのところは今までより小さくなるよという話を多分して、それで納得したのではないかなとは思っていますが、今までと同じのが入れられなかったという話は聞いています。あるいは業者の方からおまえさんのところは入れかえればもっと小さいポンプに、小さいというか細くなるよという話を聞いて、それはもう当然こういうふうにならなくなってもうやめたという話も実際に聞いているのですよね。それはもちろん業者と市民の方の話だと思うので、それはこちらには伝わらないと思いますが、本当になんかというのにはちょっと不思議なんですけれども、本当になんかですかね。

○議 長 市長。

○市 長 2 地下水採取条例への対応について

この点についても、担当部長のほうから答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 地下水採取条例への対応について

我々は聞いていないのですが、途中で言われて、そんなのだったらしないにしようというのでやめたという例はあるのかもわかりません。それが先ほど言いました、正しく伝わっているかどうかという問題になるわけですが、少なくとも型が落ちたということで、クレーム等については、我々は聞いていないのですね。それがすんなり通ってしまって、我々の耳に届かなかったのかもわかりませんけれども、そういう事情でござ

います。

○議長 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 地下水採取条例への対応について

いろいろあると思うのですね。業者に説得されて、しょうがないと言って別に文句を言わなかったという方も、多分いるとは思うのです。その辺は本当に業者の方にもそれぞれの状況に応じて柔軟に対応していく、それは多分伝わっていると思うのですけれども、今後もやはりそういう対応をしていっていただきたいと思います。それは答弁は結構ですので、お願いをしておきたいと思います。

3 国民健康保険の広域化への対応について

次に国民健康保険の広域化への対応ということでちょっと伺います。1点目ですが、国保の都道府県化に対する一番の関心、これは保険料がどうなるかということなわけですが、県の仮算定では、所信表明でも市長が触れているように、平成28年度に比べ9%以上安くなるという結果が出ています。今後の本算定で、実際の保険料がどのように変動するか注目をしていかなければなりません、大幅に上がるのではないかと懸念がずっとあったわけですね。そういう中での算定結果ですが、この結果をどのように受けとめているかをまず伺います。

続いて2点目ですが、こうした算定結果を出された一方で、新潟県国民健康保険運営方針の中では、保険料の水準のあり方については将来的な統一を視野にと述べられています。期限は明確ではありませんが、統一の方向を打ち出しています。今回の仮算定では、南魚沼市は私が見たら、安いほうから8番目で、全県の平均をも下回っています。これまでは結構、県下トップクラスの保険料だったということを書いてきたわけですが、平均を下回る算定結果がなぜ出たのか私もよく理解できませんが、そうすると、今度、保険料が統一することになるとアップしていく、そういう可能性があると思うのです。その辺、保険料の統一への考えはどうかをまず伺います。

さらに財政収支にかかる基本的な考え方という項目の中で、平成30年度以降における市町村国民健康保険特別会計においては、公平性、安定性の確保の点から——ちょっと長くなって済みませんが——法定外一般会計繰入金のうち決算補填等を目的とするもの及び繰上充用金の増加額については、削減すべき赤字と位置づけ、各市町村において計画的な解消を目指すものとする、というふうに述べられているわけです。

現在、南魚沼市が行っている保険料の負担を緩和するための法定外繰入を、削減解消すべき赤字というふうに位置づけているわけです。今回の仮算定の基礎となった平成28年度には南魚沼市は1億3,000万円の法定外繰入をしています。この間、保険税率を据え置いてきたのは、国保加入者にこれ以上の負担を求めるのは難しいと。それほどの高額になったための処置であり、不足分を補填するための一般会計からの法定外繰入だったというふうに私は認識をしています。

先日、今回の発言通告をした後ですが、魚沼民主商工会の市長への申し入れに対する回答

の中で、今後も法定外繰入が続けていってほしいという項目が1項目ありましたが、その中の回答では、基本的に一般会計からの法定外繰入を行わない方向で運営すべきという回答をいただいていますけれども、あえてまたここで聞かせていただきたいのですが。そうであっても現実には、現在の水準これを超えるような保険料には加入者が本当に耐えられないというのが現実だと思います。現在の水準を本当にを超えるような保険料が県から示された際に、法定外繰入も含めて今の水準の保険料を維持していく考えがあるか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 国民健康保険の広域化への対応について

それでは、中沢議員の3番目のご質問、国保の件であります。まずはこの仮算定の結果をどう受けとめているのだということでもあります。所信表明でも申し上げましたとおりであります。来年、平成30年度の国保事業費の納付金、保険税額の仮算定結果が11月14日に県の国保運営協議会において示されたところであります。その結果につきましては、今月8日ですか、社会厚生委員会において、担当の部局から詳細を報告しているというところでありましたが、県内30市町村のうち、1人当たり標準保険税額が上昇するのは、4市町村になったと。他の26市町村は減少する結果となって、南魚沼市も9%以上減少する内容となっているということでもあります。

県全体では納付金について4.68%、標準保険税額については、5.77%の減少となっているということです。予想をはるかに超える減少幅だと思いますが、この原因については、まずはこれまでいろいろやりとりやったときに話しているのですけれども、国において1,700億円の追加支援が投じられたことで、南魚沼市においては、1人当たりの医療費が低いということ。これが大幅な減少の要因だと考えています。

しかし、あくまでも今、仮算定の段階であって、マイナスがプラスに転じるような変化はないというふうに思っているのですけれども、今後も数値の変動はあり得るものというふうに捉えております。今後変動する場合の要素としては、2点あるかなと思っているのですが、1点目が県全体における保険給付額の推計は、ほぼ平成28年度実績に基づいていまして、平成29年度ベースで再算定すると、上昇するという可能性もあるかもしれないということです。

2つ目、前期高齢者交付金の試算は、これからなのです。なので、結果によっては、交付額が減少するという可能性もあるということでもあります。

これらの2点を勘案しますと、今回の仮算定では9%以上の減少ということですが、1月の本算定においては、8%とか7%とかそういう減少にとどまるということも十分にあり得るのではないかなというふうに思っています。さらにはこれから申告が行われる平成29年度の所得がどうなるかという問題があります。今の9%の仮算定は、平成28年の所得がもとになっていますけれども、最終的には平成29年分の課税所得を把握した上で、最終算定を行うことになるわけですので、今後、県から1月の初めだと思いますが、本算定の速報が我々に示されるということになっておりますので、これら多くの不確定の要素があることを念頭に、我々も引き続き精査をしていかなければならないのではないかと考えてお

ります。

2つ目のご質問の点、保険料水準を維持していく、この件。現行の税率を見ても、南魚沼市は医療分の所得割率が県内で20番目です。県平均と比較すると0.45ポイント低くなっています。後期高齢支援分、介護分の所得割率についても、県内それぞれ22番目というふうになっていまして、県平均より低い状況になっています。今回は、さらに税率が低下するという予測が示されたわけです。当市としては可能な限り税率を引き下げて、国保税の重圧感を少しでも緩和したいというふうに考えていますが、先ほども申し上げたような、まだまだ不確定な要素が多く、最終的に税率を下げることができるかどうかは判断できない状況にあるかなと思っています。

特に南魚沼市では、1人当たり医療費が急激に、今これは上昇してきています。平成31年度以降は少しずつ税率を引き上げていかなければならないということも、これは想定をしなければなりません。目まぐるしく税率が変動するという事態については、あまり好ましいというふうには思いません。なので、一定程度の安定性を勘案、その辺を考えた上で客観的な根拠に基づいて、3月の定例会では適正な保険税率を議会の皆様にお示しをしたいと考えております。以上でございます。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 国民健康保険の広域化への対応について

ありがとうございました。やはり、広域化になって一番の心配は、先ほど申し上げましたが、やはり保険料が幾らになっていくかということです。先ほど市長も触れましたように、医療費水準がどんどん上がっているという、これは基幹病院だったりそういう影響も大いにあるわけですが。ただ、これはこの場所でも繰り返しいろいろな方が言っていますが、国保の加入者というのは、無職、あと社会保険に入れないパートだとか日雇とかそういう方が今、圧倒的に多いわけです。そういう点では、本当に今の水準以上の国保の負担というのは市民の皆さんやはり耐えられないというのが、私の思いですので、やはり今、市長は法定外繰入の話はしませんでしたけれども、本当に今後、県下一律の保険料とか、あるいはそうなった場合には上がっていく可能性——今は低いですが、ここも医療費水準がどんどん上がっているわけで、負担がどんどん増えていく可能性というのは大いにあるわけです。そういう中でもやはり本当にその毎年の保険額がどんどん上がっていくと。もう県が示してきたのに、そっくり上がったなら上がったなりというふうなことにならないようにしていただきたいというのが、やはり本当に住民の皆さんの願いだと思いますので、その点だけ一言どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 国民健康保険の広域化への対応について

今、私がここで、そういうような事態になったときには、例えば法定外繰入をやりますと言えば、すっきりされると思いますが、それを前提に話はできませんので、答弁はちょっとその点はできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。非常に心配をして見ておりま

すし、やはり皆さんの負担感というのは大変高いものがある。これがどうなるかということ
は非常に大事なことでありますので、法定外繰入の件につきましては、ちょっとここでは発
言は控えさせていただきます。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 国民健康保険の広域化への対応について

明言というわけには当然いかないと思いますが、その辺の動向をよく見ていただいて、市
民の負担を本当に考えた運営を市としても行っていただきたいと思います。それを最
後に述べまして、以上終わります。

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会したいと思いますが、ご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は明後日、12月15日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまで
した。

〔午後2時52分〕